

翻 訳

カール 5 世刑事裁判令 (1532 年)
試 訳 (2)

訳：上 口 裕

- 1 はじめに
- 2 カロリーナのテキスト
- 3 文 献
- 4 カール 5 世刑事裁判令試訳〔第 1 条-第 77 条〕 (以上 37 卷 1・2 号)
同 上 〔第 78 条-第 156 条〕 (以上本号)

最終裁判期日の指定

第 78 条 同じく、弾劾人が、被告人自身の自白又は上に定めるように提出され尋問された証人の終局的な証言、及び弁論¹⁾に基づき、最終裁判期日 (entlicher rechttag)²⁾を申し立てるときは、弾劾人に対し最終裁判期日が速やかに指定されなければならない。弾劾人が最終裁判期日を申し立てない場合において、被告人の申立てがあるときは、最終裁判期日が指定されなければならない。

裁判期日が被告人に告知されなければならない

第 79 条 同じく、弾劾人の申立てに基づき最終裁判期日において刑を執行するときは、被告人が罪に想いを致し、嘆き、告解するしかるべき機会を与えるため、執行 3 日前にこれが告知されなければならない。被告人が聖なる秘蹟に与ることを望むときは、拒むことなく被告人をしてこれに与らせなければならない。告解の後においても、慣例に従い、良き至福の事柄 (gute selige dinge) [=信仰と救済] について被告人に訓戒する者を、獄舎にある被告人の許に赴かせなければならない。死刑執行のため引致する等に際し、理性を衰えさせる過多の飲料を与えてはならない。

裁判所の召集

第80条 同じく、それぞれの地の良き慣習に従い、裁判所が召集されなければならない³⁾。

裁判期日前に行われるべき参審人の評議

第81条 同じく、裁判官及び参審人は、〔最終〕裁判期日の前に、全ての記録⁴⁾を朗読させなければならない。全ての申立ては、以下の181条に定めるように、整然と記録され、裁判官及び参審人に提出されなければならない。しかる後、裁判官及び参審人は評議を行い、いかなる判決を下すかを決定しなければならない。疑義があるときは、裁判官及び参審人は法有識者又は本令の末尾に定めるところに助言を求めなければならない。次いで、判決の宣告 (offnung) について以下〔=94条以下〕に定めるところに従い、最終裁判期日において判決が速やかに宣告がなされるよう、決定された判決を、「同じく、朕及び神聖帝国の本令に従い云々」をもって始まる190条に定める形式に従い訴訟記録に録取させなければならない⁵⁾。

最終〔刑事〕裁判所の構成及び鐘による告知

第82条 同じく、裁判期日 (gerichtstag) において、慣例の時刻となるとき、慣例の鐘を鳴らし死刑執行を告げ知らせることができる。裁判官及び参審人は、良き慣習に従い裁判を行う所とされている場所に赴かなければならない。裁判官は参審人に着座を命じ、裁判官もまた、その地の領邦慣行に従い、杖又は抜剣を握り、手続の終了まで威厳をもって着座しなければならない。

朕及び神聖帝国本令を所持し、必要なときは当事者に示すべきこと

第83条 同じく、全ての刑事訴訟手続を行うに際し、裁判官及び参審人は朕の本令 (dise unsere ordnung vnd satzung) を所持し、これに従い手続を行わなければならない。当事者 (die partheien) が自己のために必要とするときは、本令を遵守しかつ本令に関する不知により不利益を蒙り (verkürzen) 危険に曝されることのないよう⁶⁾、その申立てに基づき本令につき教示しなければならない。当事者が朕の本令の条文を必要とするときは、申立てに基づき、必要とする条文の写しを適切な対価と引換えに交付しなければならない。

裁判所の構成が適法であるか否かに関する裁判官の問いについて

第84条 同じく、以上のように裁判所が構成されたとき、裁判官は、各参審人に、「Nよ、我は汝に、最終刑事裁判所が適法に構成されているか否かを問う」と質することができる。最終刑事裁判所の構成が7名又は8名を下らないときは、各参審人は、「裁判官殿、最終刑事裁判所は、カール5世皇帝及び神聖帝国裁判令に従い適法に構成されおります」と答弁しなければならない。

被告人はいかなる場合に公然と晒し台に晒されるべきか

第85条 同じく、被告人に対し刑事罰が最終的に決定されたとき、判決前又は判決後暫時市場又は広場に公然と犯人を晒し台に晒す慣習のある地においては、その慣習もまた遵守されなければならない。

被告人は裁判所に引致されなければならない

第86条 同じく、しかる後〔＝裁判所が適法に構成された後〕裁判官は、しかるべく警護の上、被告人が刑吏及び廷吏により裁判所に引致されるべきことを命じなければならない。

被告人の呼出しについて

第87条 同じく、犯人の呼出し（beschreien）は、この段階において、弾劾人の立会いの上その申立てに基づき、各裁判所の良き慣行に従い行われなければならない。被告人の無罪が明らかとなり、弾劾人が訴訟を進行する意思を有せず、被告人が訴訟〔の続行〕を求めるときは、かかる呼出しは〔訴訟の続行に〕必要的ではない。

代弁人について

第88条 同じく、弾劾人及び被告人いずれの当事者も、申立てにより、裁判所の中から代弁人（fürsprech）を選任することが許されなければならない。代弁人は、宣誓を行い、正義、真実及び朕が定める本令〔の実現〕を推進し、知情及び意図の上故意（geurlichkeit）をもってこれらを妨げ、枉げることがあってはならない。これは、裁判官により、その義務として命ぜられなければならない。ただし、弾劾人の代弁人であった当該参審人は爾後判決作成から退き⁷⁾、その他の裁判官及び参審人が手続を行わなければならない。代弁人（redner⁸⁾）を参審人若しくは他から選任

するか、又は自ら陳述する (reden) かは、弾劾人及び被告人 (antworter) の意思に委ねられなければならない。弾劾人及び被告人が宣誓せる裁判所参審人以外の者を代弁人として選任するときは、当該代弁人は予め裁判官に対し、参審人の中から選任された代弁人について本条が上に定めるところを、弁論に際し遵守する旨宣誓しなければならない。

同じく、弾劾に関する次条においては、代弁人は、文字 A の箇所に弾劾人の氏名、文字 B の箇所には被告人の氏名を挙げ、さらに文字 C の箇所には、各犯行に付せられる謀殺、強盗、窃盗、放火又はその他の名称を最も簡潔に示さなければならない。弾劾が職権によるときは、この種の弾劾においては常に、弾劾人の氏名とともに、弾劾が官憲及び職権によるものであること (Klag von der oberkeyt vnd ampts wegen) を明示すべきことに、特に留意しなければならない⁹⁾。

職権又はその他により〔選任され〕弾劾を行う代弁人の申立て¹⁰⁾

第 89 条 「裁判官殿、弾劾人 A は、既に貴官の許になされた弾劾により、犯行 C を理由に裁判所に現に引致されている犯人 B を弾劾し、以下のように申し立てます¹¹⁾。すなわち、貴官が当該弾劾に関し、称えられるべき正統なるカール 5 世及び神聖帝国刑事裁判令に従いしかるべく行われかつ作成提出された全ての弁論及び書面を入念に考量され、しかして、有罪とされた犯行につき被告人が、最終判決 (entliches vrtheyl vnd recht) により、本裁判所の定めるところに従い正当かつ適法に刑事罰に処せられるべきことを、申し立てます」。

同じく、代弁人が上に定める弾劾及び申立てを口頭で行うことができないときは、これを書面として裁判所に提出し、かつ、「裁判官殿、提出の書面中弾劾人の弾劾及び申立てに係る部分を朗読することを書記に命ぜられることを申し立てます」、と陳述することができる。

被告人は代弁人をして何をどのように申し立てさせることができるか

第 90 条 同じく、上 [=60 条, 67 条] に十分なる証明及び確実なる自白について明確に定めるように、被告人が、既に確実に (bestendiger weiß) 犯行を自白し、又は、犯行について十分に有罪を証明されているときは、被告人はただ慈悲を乞い又は〔代弁人をして〕乞わせることができる。しかし、被告人が犯行を自白せざるとき、又は、責めに帰せられている犯行を自白したが、刑事罰を免れるべき事由を主張するときは、その代弁人をして以下のように申し立てさせることができる。

同じく、以下において¹²⁾、Bの箇所には被告人、Aの箇所には弾劾人、Cの箇所には弾劾に係る犯行が明示され、かつその趣旨に解されなければならない¹³⁾。

「裁判官殿、被告人Bは、弾劾人Aにより犯人として弾劾されている犯行Cについて、既に答弁しかつ十分に証明されたところに従い、全てについて〔従前の答弁と〕同様に答弁いたします¹⁴⁾。ゆえに、貴官が当該弾劾及び答弁につき、称えられるべき正統なるカール5世及び神聖帝国刑事裁判令に従いしかるべく行われた全ての弁論及び作成提出された全ての書面を慎重に考量され、しかして、明らかとなった無実（*erfundene vnschult*）に基づき、被告人が、最終判決により、本裁判所の定めるところに従い正当かつ適法に、生じたる裁判費用及び損害の賠償〔を受けるべきこと〕とともに、無罪（*ledig*）を言い渡されるべきことを、また、弾劾人が、皇帝の本刑事裁判令に従い、懲罰及び損害賠償（*straff vnd abtrag*）につき裁判所の最終決定（*entlicher außtrag von dem gericht*）に服すべきことを、申し立てます」。

同じく、許された代弁人が上に定める答弁及び申立てを口頭で行うことができないときは、これを書面として裁判官に提出し、「裁判官殿、貴官が書記をして、提出に係るこの書面より、被告人の答弁及び申立てを朗読させることを申し立てます」と陳述することができる。裁判官は、かかる申立てに基づき、裁判所書記の上に定める提出書面の朗読を命じなければならない。

既に自白した非行の否認について

第91条 同じく、被告人が最終裁判期日において、以前に適式かつ確実に（*ordentlicher bestendiger weiß*）自白した犯行を否認し、かつ、確実な自白に関する第56条及び57条以下第62条までの規定に定めるように、裁判官がその自白に基づき取り調べたあらゆる事情に照らし、被告人の否認が専ら判決（*das rechten*）を遷延させる目的によるものと判断するときは、裁判官は、〔自白認証の時に〕朗読に係る自白を被告人とともに聴取した2名の指名参審人¹⁵⁾に対し、宣誓の上、朗読に係る自白を〔自白認証の時に〕聴取したか否かを質さなければならない。2名の参審人がこれに対し然りと述べるときは、裁判官は常に、法有識者又は本令の後の条文〔=219条〕に定めるところに鑑定を求めなければならない。ただし、2名の参審人は、この事件において、証人としてではなく裁判官の一人として行為する（*handeln*）ものであるから、爾後、裁判又は判決から除斥されてはならない。

裁判官及び参審人又は判決人は当事者の主張立証及び最終弁論を経てどのように判決を作成すべきか¹⁶⁾、また、その後参審人又は判決人は裁判官によりどのように問われなければならないか

第92条 同じく、両当事者による全ての主張立証及び事件に関する最終弁論(entlicher beschluß)を経て¹⁷⁾、裁判官、参審人及び判決人は、裁判所に対する全ての申立て及び審理〔の記録〕を入念に検分かつ考量し、朕のこの刑事裁判令をよろしく理解の上、各事件の事情に応じ最も公正かつ適切な判決を書面に記録させなければならない。かくして判決が作成されたときは、裁判官は、N〔=参審人〕に対し、「余は、汝に判決(das rechten)はいかにと問わんとす」と問いかけなければならない。

これに対し参審人及び判決人は厳肅に以下のように答えなければならない

第93条 「裁判官殿、私は、裁判令に従いかつ全ての申立てに対する十分なる考量に基づき、判決として書面に記録されたところは、裁判所に対する全ての申立て及び弁論に基づく適切なものであると声明いたします」¹⁸⁾。

裁判官はどのように判決を宣告すべきか

第94条 同じく、上に定める参審人及び判決人による決定に基づき、裁判官は、書面化された最終判決を、両当事者列席の下、宣誓せる裁判所書記をして公然と朗読させなければならない。刑事罰が言い渡されるときは、刑事罰につき以下104条及びそれに続く数葉〔=数箇条〕に見出され示されるように、身体刑又は生命に対して行われるべき刑事罰の態様及び程度がしかるべく告知されなければならない。ただし、書記が、上に定めるように宣告すなわち朗読されるべき判決書を作成し記録する方法については、以下の190条に定める。

第95条 同じく、裁判所において行われるべき、上に定める陳述(rede)は、1名の弾劾人及び1名の被告人を対象とするものである。ただし、1名以上の弾劾人又は1名以上の被告人(antworter)が訴訟関係人であるときは、当該語を、複数人を示すようにしかるべく使用すべきことに特に留意しなければならない¹⁹⁾。

裁判官はいつ杖を折ることができるか

第96条 同じく、被告人が最終的に刑事罰の判決を受けるときは、裁判官は、慣例の場所において〔裁判〕杖を折り、憐れむべき者(der arme)を刑吏の手に委

ね、言い渡された判決を宣誓の上忠実に執行することを命じなければならない。しかる後、裁判所から退席し、刑吏が言い渡された判決を適切な注意をもって確実に執行しうよう配慮しなければならない。

刑吏の平和を宣告すること

第97条 同じく、裁判官が最終判決の後に杖を折るとき、そしてさらに、刑吏が憐れむべき者を刑場に引致するとき、裁判官は、公然と〔自ら〕宣言し又は〔他の者に〕告知させる方法により、〔観衆が〕刑吏に妨害を加え、又は、刑の執行を誤る刑吏に暴力を加えることを、官憲の名において身体及び財産に対する制裁の下に禁じなければならない。

執行後の問答

第98条 同じく、刑吏が、正しく執行したか否かを問うときは、裁判官はこれに対し、「おおむね汝は判決と法の命じるところに従って執行せり。よって可とする」、と答えなければならない。

被告人が判決により無罪を言い渡される時

第99条 同じく、被告人が判決により無罪を言い渡されるときは、無罪判決が判示するところが、しかるべく遵守されなければならない²⁰⁾。ただし、損害賠償については、無罪を言い渡された者が原告となってそれを求めるときは、当事者は、上に定める裁判所〔=12条〕において最終民事訴訟（*entliches burgliches rechen*）²¹⁾に付されなければならない。

裁判所において行われる無用、無益、欺罔的な尋問について

第100条 同じく、従来若干の刑事裁判所において、真実の解明又は正義〔の実現〕に無用である²²⁾だけでなく、専ら裁判を遅延又は妨害し、人々を欺く（*gefern*）多くの過剰なる尋問及び申立て（*andigung*）が行われていることは、朕の知るところである。ゆえに、朕はかかる及びその他の不当な濫用がこれをもって廃棄されることを欲する。官憲においてこれに違背する行為があることを知れるときは、厳しくこれを禁じ、訴訟となるときは処罰しなければならない²³⁾。

職権により科される、死刑又は永久拘禁に至らない刑罰について

第101条 同しく、公的犯罪 (öffentliche thatt)²⁴⁾を理由に職権により科される、死刑又は永久拘禁²⁵⁾に至らない身体刑が、裁判官により言い渡されうるときは、その判決の形式は、以下の「同しく、ある者が、(朕の本令に従い行われた)云々」をもって始まる196条に定める通りである^{26) 27)}。

有罪判決後の悔悛及び訓戒

第102条 同しく、憐れむべき者が死刑の有罪判決を受けるときは、2度の悔悛を許され、また、刑場への引致又は曳摺り (außschleuffen)²⁸⁾に際し、少なくとも1名ないし2名の司祭が付き添い、神への愛、正しき信仰、並びに神及び我が救世主キリストの功德への信仰を説き、その罪を悔い改めるべく訓戒することが許されなければならない。裁判所に拘引し刑場に引致するに際し常に、十字架を先導させることができる。

聴罪師は憐れむべき者に対し、自白に係る事実を否認するよう促してはならない

第103条 同しく、犯人の聴罪師は、犯人が自己又は他人に関し正しく自白した事実を改めて否認するよう促してはならない。「同しく、犯行に際し云々」をもって始まる31条に定めるように、何びとも、虚偽をもって犯人とその悪行を隠蔽して公共の利益及び善意の人々に不利益をもたらし、悪行を増長させることがあってはならないからである。

犯行はどのように刑事罰をもって処罰されるべきかについての序言

第104条 同しく、何びとも、朕の成文普通法に照らし死刑相当の犯罪 (verhandlung) を行ったときは、良き慣習に従い、又は、犯行の状況及び重大性 (erger-nuß)²⁹⁾を考量することのできる法に精通せる良き裁判官の裁量 (ordnung)³⁰⁾により、死刑の形式及び方法を定め、有罪を判決しなければならない。また、朕の皇帝法 (vnser Keyserlich recht) が死刑を科すことを定めず又は許していない事例 (又は類似の事例) に対し、朕は朕及び帝国の本令において死刑を定めるものではない。しかしながら、若干の犯行について、刑罰を受ける者に死をもたらすことのない身体刑を科すことは、皇帝法の許容するところである。身体刑は、以下の場合に、死

刑につき上に定めるように、各領邦（land）の良き慣習に従い、又は、法に精通せる良き裁判官の裁量により言い渡しかつ適用することができる³¹⁾。すなわち、朕の皇帝法が、今日及び領邦の事情に適合せず、かつ、一部〔条文の〕文言に照らし適切に適用することのできない若干の刑事罰を定めている場合、さらに、皇帝法が各刑事罰の形態及び程度を定めず、良き慣習又は法に精通せる良き裁判官の判断に委ねている場合において、正義の尊重及び公益への配慮に基づき（auß lieb der gerechtigkeit, vnd vmb gemeynes nutz willen）、犯行の状況及び重大性に応じ、身体刑を科すことができるものとする³²⁾。ただし、朕の皇帝法が生命、名誉、身体に対する刑事罰を定めず又は科していない事件（又は類似の行為）について、裁判官及び判決人は、これに従わず人を死刑その他の刑事罰に処してはならないことに特に留意しなければならない。かかる法を学ばなかった裁判官及び判決人が、そのような刑罰を言い渡すことにより上にいう法又は法に適った良き慣習に違背することのないよう、若干の刑事罰について、上にいう法〔=皇帝法〕が、良き慣習及び理性に従い、いかなる場合にいかなる方法により行われるべきかを、以下に定めるものとする³³⁾。

明文のない刑事事件及び刑事罰

第105条 同じく、さらに、以下の条文において刑事罰が定められていない、若しくは十分に明確でない、若しくは理解が容易でない刑事事件又は弾劾〔に係る事件〕において、裁判官及び判決人は（判決を行うべき場合において³⁴⁾）、かかる不測又は理解困難なる（zufellig oder vnuerstendlich）事件について、いかにして朕の皇帝法及び朕の本裁判令に従い最も適切に審理され判決されるべきかについて鑑定を求め、鑑定に従い判決を行うべきことに留意しなければならない。なぜならば、朕の本裁判令において、全ての不測なる〔事件に対する〕判決及び刑罰を想定し記述することは不可能だからである。

瀆神はどのように処罰されるべきか

第106条 同じく、ある者が、神に相応しからざることを神に帰し、神に属することを言葉を発して神から奪い、又は、神の万能、神の聖母たる処女マリアを冒瀆するときは、官憲又は裁判官の職権により捕縛拘禁され、人物及び瀆神の状況及び態様に応じ、死刑又は身体刑を科されなければならない。ただし、かかる瀆神者が拘禁されるときは、その事実は、朕の成文共通法及び特に朕の帝国条令の各則の内

容によれば瀆神がどのように処罰されるべきかについて、裁判官及び判決人に〔判断の〕手掛かりを与える諸事情に関する不可欠の報告 (vnderrichtung) とともに、官憲に通告されなければならない。

裁判官及び裁判所の面前において、教示された宣誓を行うことにより偽誓を行う者に対する刑罰³⁵⁾

第107条 同じく、裁判官又は裁判所の面前において、教示された (gelert) 宣誓を行うことにより偽誓を行う者は、その宣誓が、偽誓を行う者の利益となる世俗的財に関わるときは、何よりもまず、偽誓により得た財を可能な限り被害者に返還する責めを負い、加えて、名誉を剥奪されなければならない。神聖帝国において、かかる偽誓者の宣誓を行った2本の指を切断することが一般的慣習であり、朕はかかる一般的慣習となっている身体刑を廃止することを欲するものではない。ただし、ある者が、他者に刑事罰をもたらすために偽誓を行うときは、偽誓により他者にもたらそうとした刑罰〔と同じ刑罰〕をもって処罰されなければならない。知情の上故意及び偽計をもって (mit wissen, fürsetzlich vnd argklistiglich) 偽誓者に偽誓を教唆した (anrichten)³⁶⁾者も、同様の刑罰 (peen) を受ける。

不復讐宣誓に違背する者に対する刑罰

第108条 同じく、ある者が、朕の皇帝法及び本令によればいづれにせよ (on das) 死刑を科されうる犯罪 (sachen vnnd thatten)³⁷⁾を実行し、不復讐宣誓 (urphede) に違背するときは、当該死刑〔判決〕に服さなければならない³⁸⁾。ある者が、死刑を科されない犯罪〔を実行すること〕により、故意をもって恣に不復讐宣誓に違背するときは³⁹⁾、偽誓者として、前条に定めるように、手又は2本の指の切断をもって処罰されなければならない。ただし、さらなる犯行のおそれがあるときは、「同じく、ある者が、〔結果的に〕死刑を科されなかった事件云々」をもって始まる176条に定めるように処置されなければならない。

魔術に対する刑罰

第109条 同じく、何びとかが、魔術により人々に害を加え又は不利益を与えるときは、死刑に処せられ、この刑罰は焚刑でなければならない。何びとかが、魔術を用いたが、これにより害される者がいないときは、事件の状況 (gelegenheit) に応じ、他の刑罰が科されなければならない。この場合においては、鑑定依頼について

以下に定めるように、判決人は鑑定を用いなければならない。

文書による違法かつ刑事罰相当の名誉毀損に対する刑罰

第 110 条 同じく、何びとかが、法の命ずる洗礼名及び姓名の署名を欠く、ラテン語で “libel famoß”⁴⁰⁾ と呼ばれる名誉毀損文書を流布させ、真実であることが明らかになった場合においては名誉毀損された者が生命、身体又は名誉に対する刑事罰をもって処罰されるおそれのある犯罪を、違法かつ不当に (vnrechtlicher vnschuldiger weiß)⁴¹⁾ 指摘するときは、その故意の (boßhafftig)⁴²⁾ 名誉毀損者は、諸法の定めるところに従い、そのような犯行の認定をまっして⁴³⁾、その故意の虚偽の名誉毀損文書により、名誉毀損された無実の者にもたらそうとした〔刑罰と同じ〕刑罰をもって処罰されなければならない。犯行の指摘により加えられた名誉毀損 (die aufgelegt schmach der zu gemessen that) 〔的事実〕が真実であることが判明した場合においても、かかる名誉毀損の事実を流布させた者は、諸法の定めに従い裁判官の裁量により (nach vermöge der recht vnd ermessung des richters) 処罰されなければならない。

貨幣偽造者又は貨幣鑄造権を有せず貨幣を鑄造する者⁴⁴⁾に対する刑罰

第 111 条 同じく、貨幣偽造は、3 種の〔行為〕態様、すなわち、第 1 に、ある者が欺罔の意図をもって異なる印章を刻印し、第 2 に、ある者が不正の金属を貨幣に用い、第 3 に、ある者が貨幣の正規の重量を故意に (geuerlich) 減ずることにより行われる。かかる貨幣偽造者は、以下のように処罰されなければならない。すなわち、偽貨を作り、偽貨に刻印し、又は、偽貨を両替若しくはその他の方法により取得し、しかる後、故意 (geuerlich vnd boßhafftiglich)⁴⁵⁾ をもって次の者にその不利益に情を知って交付する者は、慣習及び諸法の定めるところに従い、焚刑をもって処罰されなければならない。情を知って〔貨幣偽造のため〕家屋を貸与した者は、これによりその家屋を失うものとする。貨幣の正規の重量を欺罔の意図をもって減ずる者、又は、貨幣鑄造権を有せず貨幣を鑄造する者は拘禁し、鑑定に従い、事件の態様に応じ身体刑又は財産刑をもって処罰されなければならない。何びとかが、貨幣を改鑄、すなわち、再び溶解し劣貨を鑄造するときは⁴⁶⁾、事件の態様に応じ身体刑又は財産刑をもって処罰されなければならない。これが官憲の意思及び了解の下に行われるときは、当該官憲は貨幣鑄造権を失うものとする。

印章、文書、領主権益簿、地代簿、貢納簿又は登録簿を偽造する者に対する刑罰

第112条 同じく、印章 (siegel), 文書 (brieff), 証書 (instrument), 領主権益簿 (vrbar)⁴⁷⁾, 地代簿 (renth), 貢納簿 (zinßbuch) 又は登録簿 (register)⁴⁸⁾を偽造する者は、法有識者の鑑定に従い、又は、その他本令の末尾に定めるところに従い、偽造の故意及び生じた損害の程度に応じ、身体又は生命に対する刑事罰をもって処罰されなければならない。

度量器、衡器及び商品を偽る者に対する刑罰

第113条 同じく、故意をもって (boßhafftig vnnd geuerlich), 度量器, 衡器, 分銅, 香料, 又はその他の商品を偽り, それらを真正なものとして用い又は交付する者は、刑事罰を科すべく拘禁され⁴⁹⁾, 犯行の状況及び態様に応じ、領邦からの追放刑又は笞打ちその他の身体刑をもって処罰されなければならない。かかる欺罔が、広汎かつ故意により頻発するときは、行為者は死刑をもって処罰されなければならない。ただし、全て、本令の末尾に定めるように、鑑定に従い行われなければならない。

境界、畔、目印又は境界石を欺罔の意図をもって移動する者に対する刑罰

第114条 同じく、故意をもって、境界 (vndermarckung), 畔, 目印又は境界石 (marckstein) を移動し、切断し、除去又は毀滅する者は、鑑定に従い、事件及び人物の危険性、重大性、態様及び状況に応じ⁵⁰⁾, 身体刑をもって処罰されなければならない。

故意をもって依頼人たる当事者の不利益かつ反対当事者の利益に行為する訴訟代理人に対する刑罰

第115条 同じく、民事又は刑事事件において、訴訟代理人 (procurator) が故意をもってその依頼人たる当事者の不利益かつ反対当事者の利益に行為し、かかる犯行について有罪を立証されるときは、まずもって、依頼人たる当事者にかかる事件により蒙った損害を全資力を用いて賠償しなければならない。加えて、首輪の上晒し台に晒され⁵¹⁾, 笞打ちの上領邦から追放され、又は、犯行の状況に応じその他の刑罰をもって処罰されなければならない。

反自然的な淫行に対する刑罰

第116条 同じく、男が牛と、男が男と、女が女と淫行（vnkeusch）を行うときは、死刑を科され、一般的慣習に従い焚刑をもって処罰されなければならない。

近親者との淫行に対する刑罰

第117条 同じく、ある者が継子たる娘、息子の妻又は継親たる母、及び、より近い親族（nehere sipschafften）との淫行を行うときは、朕の祖先及び朕の成文皇帝法に定める刑罰が適用され、その点につき法有識者の鑑定が求められなければならない。

既婚又は未婚の女子を誘拐する者に対する刑罰

第118条 同じく、何びとかが、有夫の女又は品行方正の未婚の子女をその夫又は父の意思に反し、恥ずべき目的をもって（eyner vnehrlichen weiß）⁵²⁾誘拐するときは、その夫又は父は、有夫の女又は未婚の子女が同意したか否かにかかわらず、刑事弾劾をする（peinlich klagen）ことができる。行為者は朕の祖先及び朕の皇帝法の定めるところに従い処罰され、その点につき法有識者の鑑定が求められなければならない。

強姦に対する刑罰

第119条 同じく、何びとかが、品行方正の有夫の女、寡婦又は未婚の子女に暴力を用い、その意思に反し処女又は婦人の名誉を奪うときは、当該犯人は死刑を科されるべく、被害者（benöttigte）の弾劾に基づき、犯行の証明をまっして⁵³⁾、強姦と同様、斬首刑をもって処罰されなければならない。かかる犯行が、品行方正な女又は未婚の子女に対し暴力的に企てられ、これに対し女又は子女が抵抗し、又はその他の方法により危難を免れるときは、犯人は、被害者の弾劾に基づき、犯行の証明をまっして、人物及び未遂の犯行の状況及び態様に応じ処罰されなければならない。この場合においては、裁判官及び判決人は、他の事例について既に定めるように、鑑定を用いなければならない。

姦通に対する刑罰

第120条 同じく、夫が、妻との姦通を理由に男を刑事弾劾し、その有罪を証明するときは、姦夫は、姦婦とともに、朕の祖先及び朕の皇帝法の定めるところに従

い処罰されなければならない。

同じく、妻が夫又は姦通の相手方となった者を弾劾しようとするときも、同様とする。

重婚のかたちで行われる罪悪に対する刑罰

第121条 同じく、夫たる男が他の女を、妻たる女が他の男を、最初の配偶者の存命中に、聖なる婚姻の形式の下に迎え入れるときは、かかる犯行は姦通であるにとどまらず、姦通よりも重大な罪である。ゆえに、皇帝法はかかる犯行に死刑を定めるところではないが、朕は、かかる罪を欺罔の意図をもって知情の上意図的にその機会を作り実行する者あるときは⁵⁴⁾、姦通を行った者より軽からざる刑事罰をもって処罰されることを欲する。

卑しき利欲から自ら妻又は子を淫行のため売り渡す者に対する刑罰

第122条 同じく、何びとかが、どのように呼ばれるにせよ何らかの利欲から⁵⁵⁾、自ら、その妻又は子を名誉を損なう淫らで恥ずべき所業のために供するときは、かかる者は名誉なき者として、普通法の定めに従い処罰されなければならない。

売春斡旋及び姦通幫助に対する刑罰

第123条 分別なき女、特に処女であり従前品行方正かつ名誉ある女であった者が、卑劣なる男又は女により、悪しき欺罔的な方法により、婦女子としての名誉を損なう罪深き肉の所業に引き入れられることが少なくない。ゆえに、かかる故意の男女の仲介者、及び、情を知り故意をもって自己の家屋をその目的のために貸与し、又は、自己の家屋内においてかかる所業が行われることを許容する者は、法有識者の鑑定に従い犯行の状況に応じ、追放刑、晒し刑、耳の切断刑、管刑その他の刑罰をもって処罰されなければならない。

背叛に対する刑罰

第124条 同じく、故意の背叛により罪を犯す者は、慣習に従い、引裂刑をもって処罰されなければならない。女であるときは溺死刑をもって処罰することができる。かつ、かかる背叛が、領邦、都市、自己の主、配偶者又は親族に対し大きな損害又は憤激 (ergernuß)⁵⁶⁾をもたらしうるものであるときは、曳摺り又は肉挟み (zangerreissen)⁵⁷⁾をもって刑を加重の上、死刑に処することができる。また、背叛の

態様により、まずかかる犯人の首を刎ね、しかる後四裂きとすることができる。以上は、裁判官及び判決人が犯行の状況に応じ判断し言い渡すべく、疑義あるときは鑑定を求めなければならない。ただし、裁判官又は官憲において〔犯行を解明し〕犯人を処罰することを可能ならしめるため〔主等に不利益に〕証言する者は、〔背叛としての〕処罰を受けることなくこれをなしうるものとする⁵⁸⁾。

放火犯に対する刑罰

第125条 同じく、有罪を立証された故意の(boßhaftig)放火犯は、焚刑に処せられなければならない。

強盗犯に対する刑罰

第126条 同じく、有罪を立証された故意の強盗犯は、朕の祖先及び朕の普通皇帝法に従い、剣又はその地において強盗に関し良き慣習となっている方法をもって死刑に処せられなければならない⁵⁹⁾。

民衆の騷擾を引き起こす者に対する刑罰

第127条 同じく、ある者が、領邦、都市、管区(oberkeyt)又は地域において、故意をもって(geuerlich fürsetzlich vnd boßhaftig)⁶⁰⁾、官憲に対する庶民の騷擾を引き起こし、かつ、その者についてその事実が認められるときは、犯行の重大性及び状況に応じ、場合により斬首刑、又は、笞打ちの上、騷擾を引き起こした領邦、地方、裁判区(gericht)、都市、場所又は地域からの追放刑をもって処罰されなければならない。この場合において、裁判官及び判決人は、何びとにも不法(unrecht)が行われることなく、かつ、かかる犯罪的な決起が防止されるよう〔適正な処罰を加えるため〕、しかるべく鑑定を依頼しなければならない。

敵対的な退去を行う者に対する刑罰

第128条 同じく、法及び衡平に反し人々に脅迫を加える驕慢なる(mutwillig)者が、〔居住地から〕離脱退去し(entweichen vnd austreten)、驕慢なる侵害者(beschädiger)が居処、保護、助勢及び助力を見出しうる場所及び徒輩の許に走り、人々が、時としてかかる驕慢な者により法及び衡平に反し重大なる侵害を加えられ、かつ、しばしば法と衡平に反する脅迫と恐怖を与え人々を強要し衡平と法に服さざるかかる軽率な者による危害を恐れざるをえない例が少なくない。ゆえに、か

かかる者はまさにラント強要者 (landtzwinger)⁶¹⁾とみなされなければならない。したがって、かかる者が、上に定めるように、不審なる (verdechtlich) 場所に退去し、しかるべき法及び衡平を人々に認めることを拒み、上のような退去行為により法及び衡平を行うことに対し脅迫、威嚇を加え⁶²⁾、かかる者が拘禁されるに至るときは、何ら実行行為に及んでいない場合においても⁶³⁾、ラント強要者として斬首刑をもって処罰されなければならない。何らかの行為により強要を企てた者も、同様に処罰されなければならない⁶⁴⁾。ただし、何びとかが、他の者がその権利を行うことを妨げる意図によることなく、暴力に対する恐怖から、不審ならざる場所に逃避するときは、上に定める刑罰を科されない⁶⁵⁾。この場合において疑義が生ずるときは、以下に定めるように、法有識者又はその他にさらなる教示を求めなければならない。

違法にフェーデを予告する者に対する刑罰

第 129 条 何びとかが、法と衡平に反し恣にフェーデを予告する (bevheden) とときは、斬首刑をもって処罰されなければならない。ただし、そのフェーデにつき、朕及び帝国の朕の後継者たるローマ皇帝又は国王による允許を有するとき、又は、フェーデ予告の相手方が、フェーデを予告した者自身、その血族 (seine gesipten)、姻族 (freundschaft)、封主 (herrschaft)⁶⁶⁾若しくは同盟者 (die jren)⁶⁷⁾の敵であるとき、又は、その他フェーデを行うやむをえざる正当な理由があるときは、その者がその正当なる原因を立証する限り、刑事罰をもって処罰されてはならない。かかる場合において疑義が生ずるときは、法有識者及び本令の末尾に定めるところに鑑定を求めなければならない。

以下、若干の故意の殺人及び殺人犯に対する刑罰について定める

はじめに、密かに毒殺する者に対する刑罰について

第 130 条 同じく、毒物により何人かの生命又は身体を害する者があるときは、男は予謀に基づく (fürsatzt) 謀殺犯として車輪刑をもって、女がかかる犯罪を行うときは、[人物及び犯行の] 事情に応じ溺死刑又はその他の刑罰をもって、処罰されなければならない。ただし、他の者に対する大いなる威嚇のために、かかる犯罪的な (boßhaftig mißthettig)⁶⁸⁾行為者は、謀殺について定めるように [= 137 条]、人物 [にかかわる事情] 及び殺人行為を考量の上程度を定め、最終的な死刑執行に先立

ち、〔刑場まで〕引き摺られ、又は、焼けた鉗子をもって肉を挟まれなければならない。

子殺しを行う女に対する刑罰

第131条 同じく、女が、生命と身体（glidmaß）を得〔て生まれ〕た我が子を密かに故意をもって殺害するときは、慣習として、女は生き埋めにされ、杭を打ち込まれる。ただし、この場合、〔このような死刑執行によって女が〕恐慌〔をきたし平穩な死刑執行が妨げられること〕を避けるため、水を用いることが可能な裁判区（gericht）においては、犯人を溺死させることができる。かかる犯罪が多発する場合には、朕は、かかる犯罪的な（boßhaftig）女に対し大いなる恐怖を与えるため、全て法有識者の鑑定に従い、上の生き埋め及び杭刺しの慣習が行われ、又は、溺死に先立ち犯人〔の身体〕が焼けた鉗子により引き裂かれることを欲する^{69）}。

女が、後にその死が判明した、上にいう生ある五体満足な（glidmessig）子を密かに出産し、これを秘匿し、後に母親であることが判明したためこの点につき尋問される場合において、時に朕の耳に達するように、女が、子は死産であり何の責めもないと無罪を主張し、自己の無罪を適法十分なる事由及び諸事情に関する証言により証明しようとするときは、「同じく、被告人が、訴えに係る犯行について云々」をもって始まる74条において定めるところが遵守されなければならない。また、これにつき、さらなる取調べ、〔証人尋問等の〕申立てが行われなければならない^{70）}。上に定める十分な証明がなされないときは、無罪の主張は措信されてはならないからである。さもなければ、あらゆる子殺しが、かかる虚偽の弁解により無罪とされることになろう。本来、女が生ある五体満足な子の妊娠を秘匿し、意図的に他の女の助けを待たず独り出産するとき、助けを受けないかかる出産は死の危険を伴わざるをえないものである^{71）}。これ〔=かかる危険な出産を行ったこと〕について、かかる母親は、犯罪的な故意をもって、出産前、出産中そして出産後〔保護の〕責任を負うべき幼気ない子を殺害することにより、習い性となった自己の〔性的〕放縦を〔世間の目から〕秘匿することを意図したという理由以外、考える理由はないのである。ゆえに、かかる謀殺犯人が、上のような無謀かつ証明のない邪悪な無罪主張（freuenliche entschuldigung）に固執するときは、かかる非キリスト教的かつ非人間的な犯罪及び謀殺に関し上〔=35条以下〕に定める十分な徴憑に基づき、峻厳なる拷問により真実の自白を強制され、上に定めるように、謀殺の自白に基づき死刑の最終的有罪判決が言い渡されなければならない。かかる女の有罪又は

無罪につき疑義があるときは、裁判官及び判決人は、以下に定めるように、〔事件に関する〕全ての事情を提示し、法有識者その他に鑑定を求めなければならない。

子を遺棄し危険に曝したが、子が拾われ養われた場合の女に対する刑罰

第 132 条 同じく、女が子〔を養育する責め〕から逃れるため子を遺棄したが、子が拾われ養われた場合において、この母親が有罪を証明され捕縛されるときは⁷²⁾、事件の事情及び法有識者の鑑定に従い処罰されなければならない。子が遺棄により死亡するときは、母親は、危険な遺棄の状況に応じ身体刑又は死刑をもって処罰されなければならない。

懐胎中の女に墮胎を行う者に対する刑罰

第 133 条 同じく、何びとかが、搔爬 (bezwang)⁷³⁾、食料又は飲料により生命のある子を墮胎する場合、又は、何びとかが男又は女を不妊にする場合において、かかる悪行が故意をもって行われるときは、男は斬首刑をもって、女は、自らの身体に対して行う場合であっても、溺死刑その他の刑罰をもって処罰されなければならない。ただし、まだ生命のない子の墮胎が行われるときは、判決人は、本令の末尾に定めるように、法有識者その他に鑑定を求めなければならない。

医師が医薬をもって人を死に至らしめる場合の刑罰

第 134 条 同じく、医師が、怠慢又は未熟により、かつ故意によらず、投薬により何びとかを死に至らしめ、かつ、その医師が医薬を軽率かつ不注意に誤用し、又は、不適切かつ不適法であり医師が用いるに相応しくない医薬を敢えて用いた⁷⁴⁾ ことにより人を死に至らしめたことが、医薬の有識者を通して判明するときは、医師は、事件の態様及び状況に応じかつ法有識者の鑑定に従い処罰されなければならない。かかる事例においては、〔医術を〕詳細に学ばなかったにもかかわらず敢えて投薬を行う軽率な者たちについて、〔医術を行わせないう〕特に留意しなければならない。ただし、医師が死に至らしめる行為を意図的に行ったときは、故意の謀殺犯として処罰されなければならない。

自殺に対する刑罰

第 135 条 同じく、何びとかが、有罪を証明されるならば身体刑及び財産刑をもって処罰されるべき⁷⁵⁾ 事件につき弾劾され、裁判所による召喚を受け⁷⁶⁾、科さ

れるべき刑罰に対する恐怖から自殺するときは、その相続人は自殺者の財産につき相続権を有せず、遺産は、刑事罰、罰金〔を言い渡し〕及び事件について〔審判する〕権限を有する官憲に帰属する⁷⁷⁾ものとする。ある者が、上に定める明白な理由以外の理由から、すなわち、専ら身体刑をもって処罰されるべき事件において自殺し、又は、身体の疾病、鬱病、精神虚弱その他類似の疾病から自殺するときは⁷⁸⁾、その相続人は相続を妨げられない。かつ、これに反する慣行、慣習又は定めは効力を有せず、これをもって放棄、破棄又は廃棄され、以上及び類似のその他場合においては、朕の成文皇帝法が遵守されなければならない。

ある者が有害な獣を飼い獣が何びとかを殺すとき

第136条 同じく、ある者が獣を飼育し、〔従前大人しかった〕その獣が人の身体若しくは生命に危害を加えるおそれのあることが判明したとき、又は、その他生来の〔凶暴な〕性質からしてそのようなおそれのあるときは⁷⁹⁾、その獣の所有者は獣を処分しなければならない。かかる獣が何びとかに害を加え又は殺すときは、その所有者は、事件の状況及び態様に応じ、法有識者又は以下に定めるところの鑑定に従い処罰されなければならない。獣の所有者が事件に先立ち、裁判官又はその他官憲による訓戒又は警告を受けていた場合においては、それに応じ重く処罰されなければならない。

十分なる免責事由を有しない謀殺犯及び故殺犯に対する刑罰

第137条 同じく、全ての謀殺犯（mörder）又は故殺犯（totschläger）は、適法なる免責事由を証明することができないときは、死刑をもって処罰されなければならない。ただし、若干の地方の慣習によれば、予謀に基づく（fürzetzlich）謀殺犯、及び故殺犯は等しく車輪刑をもって（mit dem radt）処罰されるが、区別が設けられるべきであり、慣習に従い、予謀に基づく驕慢なる謀殺犯は車輪刑をもって、衝動又は憤怒から故殺を犯し、上の免責事由を有しない他の者は斬首刑をもって処罰されなければならない⁸⁰⁾。高貴なる人物、行為者の主に対し、又は配偶者若しくは近親者間で行われる予謀に基づく謀殺については、〔一般人に対する〕威嚇力を高めるため（vmb grösser forcht）⁸¹⁾、最終的な死刑執行に先立ち、焼けた鉗子又は曳摺りによる身体刑をもって刑を加重することができる。

刑罰を免責する事由のある否認の余地のない故殺について

第138条 同じく、殺人 (entleibung) が行われ、時として、殺人を行った者が正当なる事由 (gute vrsachen) により、専ら刑事罰又は刑事罰及び民事罰を免責されることがある⁸²⁾。刑事裁判所にありながら法を学ぶことのなかった裁判官及び判決人が、かかる場合において法に適った〔訴訟〕行為をなすよう、また、その無知が民衆の苦しみとなることがないように、上にいう殺人に関する免責について以下に定めるものとする。

はじめに正当防衛について。どのように免責するか

第139条 同じく、自己の身体、生命を守るため正当防衛 (rechte notweer) を行い、侵害を加えた (benötigen)⁸³⁾者を防衛に際し殺害した者は、何びとに対してもこの点につき責めを負わない。

正当防衛とは何か

第140条 同じく、ある者が生命に危険のある武器をもって急襲、攻撃し、打撃を加え、被侵害者が、その身体、生命、名誉、良き世評を危険又は侵害に曝すことなく適切に (füglich) 回避することができないときは、罰せられることなく、正当な反撃により自己の身体、生命を防衛することができる。そして、被侵害者が侵害者を殺害するときは、この点につき何らの責めをも負わない。また、それが成文法及び慣習に反するか否かにかかわらず、被侵害者は打撃を受けるまで反撃を思いとどまるべき責めを負わない。

正当防衛は証明されなければならない

第141条 同じく、ある者が、〔侵害〕行為の認定後に正当防衛を主張、援用し、かつ、弾劾人がこれを争う (nit gestendig) ときは、上 [=74条] に定めるように、法 (das recht) は、主張に係る正当防衛を行為者において適法かつ十分に証明すべきものと定める。行為者が正当防衛を証明せざるときは、有責 (schuldig)⁸⁴⁾とみなされる。

正当防衛事件において、いかなる場合にいかなる拳証責任が弾劾人に生ずるか

第142条 同じく、弾劾人が、上に定めるように、正当防衛の根拠となる最初の

攻撃又は侵害行為⁸⁵⁾〔があった事実〕を争わず、又は、これを一貫して否認することができず、むしろこれについて、〔①〕〔被告人により〕主張され〔弾劾人によっても〕争われていない攻撃又は侵害（fürgewendter bekentlicher anfechtigung oder benötigung）⁸⁶⁾を行う正当なる事由を殺害された者が有していたと述べる場合、たとえば、妻、娘と淫行又は刑罰を科されるべきその他の罪を犯している者を発見し、ゆえにこの犯人に対し、諸法（die recht）の認める実力による行為、侵害又は逮捕を行おうとした〔が殺害された〕ものである、若しくは、殺害された者には弾劾された殺人者を職権により逮捕する権限があり、逮捕するために武器をもって威嚇、強制かつ侵害する必要がある、ゆえに適法に行為したものであると述べる場合、又は、〔②〕弾劾人が、かかる〔正当防衛が問題となる〕場合において、召喚された殺人者⁸⁷⁾〔＝被告人〕は、被害者を斬殺した時点において、力において被害者を全く圧倒しており、侵害を免れていたがゆえに、正当防衛を行ったものではないと主張する場合、又は、〔③〕殺害された者は、最初に〔自ら〕侵害を加えた後逃走したが、殺人者〔＝被告人〕が自発的に無用にもこれを追跡し、追跡中直ちに斬殺したものであると述べる場合、さらには、〔④〕殺人者〔＝被告人〕は、身体、生命、名誉及び良き世評を危険に曝すことなく、適切に侵害を回避しえたはずであり、したがって、弾劾された殺人者による殺害行為は、正当かつ免責される防衛行為としてではなく、害意から行われたものであり、ゆえに刑事罰をもって処罰されなければならないと主張する等の場合において、弾劾人が、このような〔正当防衛不成立の〕主張による利益を受けようとするときは、殺人者〔＝被告人〕は上に示したように殺害された者によりまず最初に侵害されたものであるという〔抗弁事由の〕認定に対し、上に示したような〔再抗弁事由の〕主張又は他の同様の主張を証明しなければならない。弾劾人が、否定しがたい最初の攻撃又は侵害に対し〔＝最初の攻撃又は侵害があったという抗弁に対する再抗弁として〕、上に示した主張又は他の同様の主張の一つを十分に証明するときは、かかる場合の殺人者は、殺害された者が（正当防衛について上に定めるように）最初に生命に危険のある武器をもって攻撃かつ侵害してきたという主張又は抗弁を述べるか否かにかかわらず、正当なる又は全面的に免責される防衛行為（rechte oder gertzliche entschuldigte notweer）を自己のために〔免責事由として〕援用することができない。しかし、認定された最初の侵害について弾劾人が正当なる事由〔＝再抗弁事由〕を証明せず、むしろ、弾劾された殺人者が、その主張する防衛行為に関し、正当防衛について上に定めるように、殺害された者から生命に危険のある武器を用いた最初の攻撃を受けたことを証明す

るときは⁸⁸⁾、弾劾された殺人者による正当防衛が証明される。また、両当事者により申立てがなされた証人は、等しく許容され提出されなければならない。〔行われる〕証言については、特に次の点について留意しなければならない⁸⁹⁾。すなわち、ある者が、最初の侵害に対し正当防衛を行うについて適法なる事由を有していた場合においても、〔防衛〕行為に際し、防衛行為が全面的に免責されるために必要な全ての事情 (vmstende) [=要件] を備えないときは、行為者が〔防衛〕行為に至るについて、身体刑、死刑又は罰金刑及び損害賠償⁹⁰⁾〔のいずれか〕が言い渡されるべき根拠となるどの程度の事由が存在したかが、しかるべく考量されなければならない⁹¹⁾。これは全て、以下に定めるように、法有識者による特別の鑑定によらなければならない。かかる事件は極めて微妙なる差異を帯び、それに応じ寛厳を異にする判決がなされるべきところ、かかる差異は一般人が理解しうるように説明することが困難だからである。

目撃者がなくかつ正当防衛が主張されている殺人について

第143条 同じく、ある者が、目撃されることなく何びとかを殺害し、かつ、正当防衛を主張し、弾劾人がこれを争う場合においては、各人 [=加害者及び被害者] の性行の善悪、殺人が行われた場所、各人がどのような傷を負い、どのような武器を所持していたか、当該事件以前の類似事件において各人がどのような挙動を示したか、各人の前歴に照らしいずれがより措信するに値するか、殺人が行われた場所において相手方を殺害又は侵害するについていずれがより大きな理由、動機、利害を有しえたか、について留意しなければならない。良き賢明なる裁判官は、これらの事情に基づき、主張に係る正当防衛を措信すべきか否かを判断することが可能であろう。また、〔弾劾人が争わない〕侵害行為に対する正当防衛の推定が成立すべきときは、適切かつ有力、確実な根拠がなければならず、殺人者は、正当防衛〔に関する当該主張〕について措信されるために、殺害された者に不利かつ自己に有利なる様々な推定根拠を提出することができる。本令において、詳細にかつ何びとも理解しうるようにこれら全ての事由 [=推定根拠] を説明することは不可能であるが、かかる事例において、上に定める全ての推定根拠に関する〔証言による〕証明は行為者においてなされるべきことに、特に留意しなければならない。また、弾劾人が反証しようとする場合においては、これを妨げられてはならない。かかる事例が上に定めるように疑義を残すときは、判決に際し、〔事件に関する〕全ての事情を提示の上法有識者の鑑定を求め、しかるべく用いなければならない。かかる事例に

においては、防衛行為の主張に対し有利又は不利となる多数の疑義及び齟齬（vnterschied）が生じうるところであり、〔具体的〕事件が生ずる前に全てを想定し定めることは不可能だからである。

女に対する防衛行為の主張について

第144条 同じく、ある男が女を斬殺し、正当防衛を主張する場合においては、女及び男の状況、各人が所持していた武器及び行為が解明されかつ考量され、以下に定めるように、法有識者の鑑定に従い判決がなされなければならない。女が男をして、〔自らの侵害行為により〕免責されるべき防衛行為に至らしめることは容易ではないが、凶悪なる女が優柔なる男をしてやむなく防衛行為に至らしめること、特に、女が危険な武器を所持し男が軽い武器を所持していたにとどまることがありうるからである。

ある者が正当防衛に際し自己すなわち行為者の意図に反し無辜を殺害したとき

第145条 同じく、ある者が、既に証明された正当防衛を行うに際し、無辜を侵害者と信じ、その意図に反し、刺突、殴打、打撃又は銃撃により攻撃し殺害したときは、当該行為者は刑事罰を免責される。

正当防衛に当たらない場合において行為者の意図に反して行われた故意によらない殺人について

第146条 同じく、ある者が、その業務を行うことが許されている場所において、禁止されていない正当な業務を行い、それにより、偶然に全く故意によることなく、行為者の意図に反し何びとかを殺害するとき、行為者は種々の事由から免責される。これらの事由を〔ここに〕列挙することは不可能である。かかる事例の〔裁判官及び判決人による〕理解を一層容易ならしめるため、朕は〔以下にその〕例を示すものとする。〔すなわち、〕理髪師が、理髪する場所となっている店においてある者の髭を剃っているところを人に突かれ又は押され、髭を剃っていた者の喉をその意図に反し切ったとき、また他の例を挙げるならば、射手が、射撃場として使用されている場所において立ち又は座りの姿勢をとり標的に向かい射撃したところ、何びとかが射線に飛び込み、あるいは、正しく構え射撃する前に小銃又は弩が故意によらずかつその意図に反し発射され、何びとかを射殺したときは、いず

れも責めを免ぜられる。これに対し、理髪師が路地その他〔髷剃りを行うには〕異例の場所において髷を剃り、又は、射手が、人が徘徊することを予想しうる射撃場以外の場所において射撃を行い若しくは射撃場で不注意に振る舞ったため、上の例のように、理髪師又は射手により何びとかが殺害されるときは、行為者は責めを免ぜられない。しかし、故意によらず、軽率又は不注意から行為者の意図に反して行われたかかる殺人は、故意により意思に基づいて行われた殺人より寛大に処置されなければならない。かかる殺人が行われる場合において、判決人が判決を行うべきときは⁹²⁾、刑罰につき法有識者の鑑定を求めなければならない。賢明なる者は、〔上に〕例示されていない他の事例において、故意によらない殺人とは何か、故意によらない殺人がどのように免責されるかを、これら上に示した例に基づきよろしく判断することが可能であろう。このような事例はしばしば訴訟となり⁹³⁾、経験のない者により時として著しく異なる判決がなされているがゆえに、一般人 (der gemeyn mann) をして法に関する何がしかの理解を得さしめるというしかるべき目的のため、上に簡略なる説明及び警告を行った。かかる事件は、場合により、刑事裁判所を構成する一般人をして十分に理解かつ把握せしめることが困難な極めて微妙な差異を帯びるものである。したがって、判決人は、上に示した事例全てにおいて (判決を行うべきときは)、上に示した説明に関し、既に述べた法有識者による鑑定を軽視することなくこれを用いなければならない⁹⁴⁾。

殴打され死亡したが、受傷が死因であるか疑いがあるとき

第 147 条 同じく、ある者が殴打されて後若干の時を経て死亡したところ、弾効に係る殴打により死亡したか否かについて疑いがある場合においては、両当事者は (証明について定めるように) 事件〔の解明〕に有益な証人を提出することができる。とりわけ、専門に精通する外科医、及び、喧嘩闘争 (schlagen vnd rumor) 後の死者の様子について知り、殴打された後の死者の生存期間について供述するその他の者が証人として用いられなければならない。また、かかる〔事例に対する〕判決に際し、判決人は、法有識者及び本令の末尾に定めるところに鑑定を求めなければならない。

謀殺、喧嘩闘争において予謀に基づき又は予謀によることなく相互に幫助する者に対する刑罰

第 148 条 同じく、数名の者が、何びとかを故意をもって殺害するため、予謀に

基づく一致した意思の下に（mit fürgesetztem vnd vereinigten willen vnd mut）⁹⁵⁾、相互に幫助かつ援助する（hilff vnd beistandt thun）ときは、全ての行為者は死刑を科されなければならない。数名の者が喧嘩闘争に偶然立ち会い相互に幫助し（helffen）、かつ、何びとかが相当なる理由なく（on gnugsam vrsach）⁹⁶⁾斬殺され、殺害を自ら行った者が知れるときは、この者が故殺犯（totschleger）として斬首刑をもって処罰されなければならない。殺害された者が、何びとであるか判明している複数の者により故意をもって生命に危険のある殴打、打撃又は傷害を加えられ、かつ、どの者の行為がその死因であるかを証明することができないときは、上のように傷害を加えた者全てが、上に定めるように故殺犯として斬首刑をもって処罰されなければならない。また、殺害された者に対し、上のように生命に危険のある傷害を加えていないその他の幫助者、助力者及び加功者の刑罰について⁹⁷⁾、さらに、騷擾又は喧嘩闘争中にある者が殺害され、どの者の行為により上のように傷害されたかを知ることができない場合〔の刑罰〕については、判決人は、かかる事件に関し解明しうる限りの全事情及び状況を提示の上、法有識者及び以下に定めるところに鑑定を求めなければならない⁹⁸⁾。かかる事例においては、ここに全てを列挙することのできない〔事件の〕種々の事情を考量し、それぞれに応じて判決されるべきものだからである⁹⁹⁾。

殺害された者の埋葬前の検視について

第149条 上のような事例においては、殺害された者の埋葬後に〔被害者の〕受傷の状況をしかるべく考量し判定することが困難となる事態を避けるべく、裁判官は、2名の参審人、1名の裁判所書記、及び、（求めうるならば）¹⁰⁰⁾予め宣誓させた1, 2名の外科医とともに、埋葬前の死体を入念に検視し、かつ、受けた全ての傷、打撲、打撃の状況を入念に記録させなければならない。

以下、適切に行われるならば免責されうる若干の殺人に関する一般的説示¹⁰¹⁾

第150条 同じく、「同じく、夫が、妻と姦通の罪を犯したとして云々」をもって始まる姦通に関する121条〔=120条〕に定める、ある者がその妻又は娘と淫らな行為を行う何びとかを斬殺する場合のように¹⁰²⁾、〔不可罰性の根拠となる〕事由が適法かつ適式に援用されるならば¹⁰³⁾、時として不可罰的な事由に基づく行為とされるその他の多くの殺人がある。

同じく、ある者が、他の者の身体、生命又は財産を救助するため何びとかを斬殺するとき。同じく、弁識力のない者が殺害行為を行うとき。さらに、ある者に職権により何びとかを逮捕する (fahen) 権限がある場合において、逮捕されるべき者が不当に暴力をもって危険なる抵抗を行ったため、抵抗した者 (widesessig) が殺害されるとき。

同じく、何びとかが、夜間自宅において、恐怖を引き起こすような状況の下で (geuerlicher weiß)¹⁰⁴⁾、ある者 [=侵入者] を発見し斬殺するとき、あるいは、「同じく、ある者が獣を飼育し云々」をもって始まる 136 条において定めるように、ある者が獣を飼い、この獣が何びとかを殺したが、飼い主が獣のこのような獐猛さを事前に見聞きしたことがないとき。上に挙げる全ての事例は、免責される場合と免責されない場合とがあり、その差異ははなはだ多様であり、全てを記述し説明するには長大すぎ、かつ、これらの差異を全て本令に記述すべきものとすれば、一般人に誤解を与え、煩瑣でもあろう。ゆえに、これらの事例の一つについて裁判官及び判決人が判決を行うべきときは、法有識者及び本令の末尾に定めるところに鑑定を求めなければならない。また、従来刑事裁判所において時として行われてきたように、法に反する独自の (eygen) 不合理な規則及び慣習を、これらの事例において言い渡すべく創出し¹⁰⁵⁾、その結果、判決人がそれぞれの事例の違いに耳を傾けこれを考量することを怠ることがあつてはならない。かかることは、大いなる愚行であり、判決人がしばしば誤り、人々に対し不正を行い、人民の流血について [誤判の] 責めを負うべき結果を引き起こしている。また、裁判官及び判決人が犯人の利益を図り、訴訟を延引させ、もって犯人の利益となるように手続を指揮し¹⁰⁶⁾、よって進んで犯人を無罪放免しようとするものが少なくない。おそらく、若干の単純な者たちは、犯人の生命を救うことにより善を行っていると考えているのである。[しかし、] 裁判官及び判決人は、これにより重い罪を犯しており、神及び人々の前において、弾劾人に対し損害回復の責めを負うべきことを知らなければならない。いずれの裁判官及び判決人も、宣誓及び魂の救済を賭けて、自己の知力 (verstehen) の全てを傾け、平等かつ公正な判決を行う責めを負うからである。そして、事件がその理解を超えるときは、法有識者及び本令の末尾に定めるところに鑑定を求めなければならない。公共の利益と人間の血 [=生命] が相対立する場合のごとき重大な事件について判決するためには、大いなる真摯なる慎重さが相応しく、これをもって臨むべきものだからである。

自白に係る行為の免責のため主張された事由はどのように証明されるべきか

第 151 条 同じく、何びとかが、行為を自白し、定められた各刑事罰がどのよう
にいかなる場合に免責されるかについて上〔= 131 条, 141 条, 143 条等〕に定める
ように、当該行為に対する刑事罰を免責しうる事由を主張するときは、裁判官は、
行為者に対し、主張に係る免責事由を十分に証明することができるか否かを質さな
ければならない。行為者が自ら速やかにその行為について証明を行う用意がある
(vrpüttig)¹⁰⁷⁾ときは、裁判官は、行為者が行為の免責のために証明しようとする事
項¹⁰⁸⁾を、法律について知識のある者又は裁判所書記をして、裁判官の面前におい
て録取させなければならない。次いで、裁判官が、法有識者の鑑定を得た上で、証
明項目(weisung artickel)が証明されるならば、主張に係る事由が弾劾及び自白に係
る行為に対する刑事罰を免責するものと判断するときは¹⁰⁹⁾、弾劾人が行おうとす
る反証の内容のいかにかわらず¹¹⁰⁾、行為者は、その申立てに基づき証明を行
うことを許されなければならない。また、かかる証明に関し、当該官憲によって証
言聴取者〔の任命〕及びその他が命じられ、かつ、「同じく、被告人が自白せず云々」
をもって始まる第 62 条及びそれに続く数箇条において証明の形式及び方法につい
て定めるところが、遵守されなければならない。あわせて、当該官憲が判断を示す
べきときは¹¹¹⁾、本条に続く数箇条もまた参照され遵守されなければならない¹¹²⁾。
疑義があるときは、以下に定めるように鑑定が求められなければならない。

行為者の提出する証明項目が免責に有益でない¹¹³⁾とき

第 152 条 同じく、上に定める証明項目について、法有識者の鑑定を得た上で、
裁判官が、申立てに係る証明が行われたとしても行為者の免責に有益でないと判断
するときは、証明は許容されることなく、却下されなければならない。そして、行
為者が拘禁されている地の裁判官及び裁判所により、自白した〔犯人であること
が〕明白な行為者に相応しく、迅速に訴訟手続が行われなければならない。

上に定める証明に要する費用を負担すべき者について

第 153 条 同じく、ある者が何びとかを殺害し、それを理由に拘禁され殺害を自
白した場合において、当該殺人の全部若しくは一部を免責する、上〔= 150 条〕に
挙げる事由の 1 又は 2 を、上に定めるように証言により証明しようとするときは、
被告人の親族は、まずもって、裁判官及び 4 名の参審人の面前において弾劾人に対

し、裁判官及び4名の参審人の考量に基づき必要とされる保証、すなわち、被告人の主張に係る免責事由が証明により適法に認定されない場合において、弾劾人に対し、被告人の〔拘禁中の〕糧食費 (atzung) を負担し、かつ、当該裁判所の裁量に従い、〔被告人の〕主張に係る免責事由の証明が敢えて行われかつ失敗したことにより弾劾人が蒙るに至った費用及び損害を補填する意思のある旨の保証を行わなければならない¹¹⁴⁾。朕の意図は、これにより、弾劾人が上 [= 152 条] のような真実に反する欺罔的な抗弁 (außzug) により損害を蒙ることを防止することにある。また、かかる場合において、上のような〔費用及び損害に関する〕裁量を行うに際し、当該参審人及び判決人は、法有識者及び以下に定めるところに鑑定を求めなければならない。

上に定める方法により免責事由を証明¹¹⁵⁾しようとする者の著しい貧困について

第 154 条 同しく、被告人が極めて貧困であり、かつ、上に定める保証をなすうる親族を有しないが、弾劾に係る殺人について被告人が適法な免責事由を有する疑いがあるときは、裁判官は、事件の態様に応じ可能な限り入念に取調べを行い、〔上級〕官憲¹¹⁶⁾に対し書面により全てを報告し、当該事件においてかかる〔免責事由の有無に関する〕取調べを職権に基づき裁判所又は官憲の費用において行うことにつき指示を待たなければならない。

モルト・アハトの状態にある者が拘禁され無罪を証明しようとするとき

第 155 条 同しく、若干の地方において慣習となっているモルト・アハト (mordt acht) を既に宣告されている者が拘禁され、拘禁中に、免責事由に関する上の数箇条に定めるように、免責事由を証明することを申し立てるときは、既に宣告のあったモルト・アハトにかかわらず、上の証明が許されなければならない。

拘禁に先立ち被告人が行う、弾劾に係る刑事罰相当の犯罪に関する免責の証明について

第 156 条 同しく、ある者が、拘禁されるに先立ち、刑事罰相当の犯罪について適法に免責事由を証明しようとするときは¹¹⁷⁾、かかる場合において各地の法及び慣習となっているように、正規の刑事裁判所においてそれを行わなければならない。かかる証明を行うに当たり、両当事者は適法に召喚¹¹⁸⁾されなければならない。

い。また、法の定めるところに従い、両当事者は、必要な主張を行い必要な書面及び証言を提出することが許されなければならない。（若干の地における悪しき慣習のように）これを妨げてはならない。当該の者¹¹⁹⁾には、違法な暴力に対しかつその限りにおいて、裁判出頭のための身柄保障¹²⁰⁾が与えられなければならない。

訳注

- 1) テキストは、“*auff... eingebrachte vnnd volnfurte kundtschafft vnd beschluß*”である。

(1) Remus, cap. 78 は、イタリック部分を、“*ad plenam absolutam'que per testimonia deductum probationem*”（「証言によってなされた、十分かつ完結した証明に基づいて」）として、“*beschluß*”を“*absolutam*”と羅訳しているように思われる。Langbein, art. 78 は、“*upon the basis... of witness-testimony presented and adduced and completed*”, Vogel, art. 78 は、“*sur les dépositions complètes & concluantes des témoins*”と解しており、レームス訳と同趣旨のようである。

(2) これに対し、Clasen, art. 78 は、「弾劾人が被告人の自白又は証言によって弾劾事実を十分に証明し、かつ、事件について弁論を行った (*in causa conclusit*) とし」とするほか、Schroeder, S. 163 は、“*beschluß*”を、ドイツ刑事訴訟法 258 条 1 項の証拠調べ終了後の最終弁論 (*Schlußvortrag*) に対応するものと註解する。Gobler, art. 78 が、“*ad producta testimonia, & conclusionem*”と直訳するのも同趣旨であろう。なお、92 条注参照。

- 2) グリム・ドイツ語辞典によれば、“*rechtstag*”は、“*tag für ein rechtsverfahren, dies juridicus*”の語義がある。Gobler, art. 78 は、“*iudicialis & peremptorius terminus*”（「裁判と死の日」），“*peremptorius dies*”（「死の日」）とする。
- 3) テキストは、“*Item zum gericht soll verkündigt werden*”である。

Remus, cap. 80 は、「死刑事件について最終判決がなされるときは、裁判所に属する者全員が、各地において定着する慣行に従い、伝令又は鐘によって召集されなければならない」と要約し、Clasen, art. 80 は、本条の趣旨について、「最終裁判期日のために参審人の召集 (*convocatio Iudicium*) が行われなければならない」とする。

- 4) テキストは、“*alles einbringen*”である。

「全ての申立て」が字義であるが、Clasen, art. 81 は、“*iudices... prius sibi jubeant acta recitari, vel ex iis referri*”（「裁判官は、記録の朗読、又は記録に基づく報告を命じなければならない」）と註解する。

- 5) テキストは、“*die beschlossenen vrtheil zu dem andern gerichtshandel auch aufschreiben lassen*”である。

Langbein, art. 81 は、“*have the concluded judgement written down for the other court proceeding*”とするが、「決定された判決を他の訴訟手続のために記録させる」

この意味が判然としな。Remus, cap. 81 は, “andern” を訳出せず, “Si quid decreuerint, adscribi *actis* curabunt” (「何事かを決定したときは, 訴訟記録に録取させなければならない) とする。この点は, Gobler, art. 81; Vogel, art. 81 も同様である。後者に従う。

- 6) テキストは, “also darmit sie durch vnwissenheyт derselbige [nit] verkürtzt oder geuerdt werden” である。

Zoepfl, art. 83 の表記に従い, 亀甲括弧内を補充した。

- 7) テキストは, “das der selbig schöpff der also des anklägers fürsprech gewest, *sich hinfürter schliessen der [=im] vrtheyl enthalt*” である。

C. Güterbock, S. 228 は, 亀甲括弧内のように訂正する必要があるとする。これに対し, Clasen, art. 88 は, “*sich hinfürter schliessens der vrtheyl enthalt*” と表記する。

- 8) Langbein, art. 88 は, “fürsprech”, “redner” を, “orator”, “speaker” と英訳するが, Gobler, art. 88 は, “procurator” と羅訳し, 区別を設けていない。

- 9) テキストは, “allwegen inn eyner jeden solchen klag zu *sampt dem namen des anklagers*, soll also gesetzt werden, Klag vom der oberkeyт vnd ampts wegen” である。

Gobler, art. 88 は, “ubi accusatio ex officio instituta fuerit, ita sempre in qualibet istiusmodi actione *unà cum actoris nomine* ponatur, uidelicet, Actio magistratus & officii nomine” (「弾劾が職権に基づいてなされたときは, この種の弾劾においては常に弾劾人の氏名とともに, 弾劾が官憲及び職権の名によるものであることを明示しなければならない) とする。

Langbein, art. 88 は, “there shall be said *in place of the name of the complainant: Complaint of the authorities ex officio*” とするが, 疑問である。

- 10) テキストは, “Bitt des fürsprechen der von ampts wegen ode sonst klagt” である。

Clasen, art. 89 は, “Petitio procuratoris, qui ex officio, vel ab accusatore datus, accusat” (「職権又は弾劾人による選任を受けて, 弾劾を行う代弁人の申立て) とする。

- 11) テキストは, “Herr der richter A. der anklager, klagt zu B. dem übelthetter, so gegenwürtig vor gericht steht *der missethat halb so er mit C. geübt*, wie solch klag vormals vor euch fürbracht ist” である。

イタリック部分を, Gobler, art. 89 は, “Domine iudex, A actor seu accusator, im-petit B malefactorem praesentem in iudicio, *ob delictum facinus'que quod C patrauit*, iuxta eam actionem seu accusationem antea coram uobis institutam ac propositam” (「裁判官殿, 原告ないし弾劾人 A は, 既に貴官の許に提起された訴えないし弾劾に基づき, 犯行 C を理由に現に裁判所に引致されている犯人 B を告発します) とする。ラングビーン訳は, ゴブラー訳と同趣旨であるが, フォーゲル訳は, 「[共犯者] C とともに犯した犯罪」の意味に解している。

- 12) テキストは、“imm nechsten nachuolgenden artickel”である。

「次条」以下には該当する規定がないので、本条 3 項を指すものと解される。

- 13) テキストは、“Item wo imm nechsten nachuolgenden artickel eyn B. steht, soll der beklagt, bei dem A. der klager, vnnd bei dem C. die beklagt übelthat, kurtz gemelt vnd *verstanden* werden”である。

Schroeder, S.165 は、イタリック部分を、“Einwendungen vorgebracht”と註解する。しかし、Gobler, art.90 のように、“intelligi debet”（「解されるべきである」）と理解するのが妥当であろう。

- 14) テキストは、“Herr Richter, B. der beklagt antwurt zu der beklagten missethat, so durch A. als klager, wider jn geschehen ist, die er mit C. geübt haben soll, inn aller massen wie er vormalis geantwurt hat, vnd *gnugsam fürbracht ist*”である。

イタリック部分について、Gobler, art. 90 は、“B reus ad nefas seu crimen per A tanquam accustorem insimulatum, quod C. perpetrasset, respondet omnimodo ut supra respondit, & *sufficienter propositum est*”（「被告人 B は、弾劾人 A によって、C を行ったとして弾劾されている犯罪について、既に答弁し、かつ十分に明らかになったところに従い答弁しております」）、Remus, cap.90 は、“Clariss. iudex, Caius contra accustionem Titii, qua hoc vel illud ei delictum intentatur, repétendo excipit, quae antè excepit, & vera esse liquidò probauit”（「英明なる裁判官殿、〔被弾劾人〕カイウスは、あれこれの犯罪を犯したとするティティウスの弾劾に対し、既に答弁し、真実であることを証明したところを反復し、答弁しております」と解している。

- 15) 自白の認証手続を定める 56 条参照。

- 16) テキストは、“Wie der Richter vnd schöffen oder vrtheyler *nach beyder theyl, vnd allem fürbringen auch entlichem beschluß* die vrtheyl fassen”である。

(1) Langbein, art.92 は、“following their submission of the both sides and everything else and also following final decision”とする。“*entlichem beschluß*”を「〔裁判所による〕最終決定」と解するのである（増訳 92 条も「最終決定」とする）。

(2) しかし、Gobler, art.92 は、イタリック部分を、“post ambarum partium exhibita, post'que finalem conclusionem”（「両当事者の主張立証及び最終弁論を経て」）とする。また、Clasen, art.92 は、「弾劾人による犯罪の弾劾及びその立証、並びに被弾劾人による防御が十分に行われ、かつ、両当事者による弁論が行われた (ab utroque partes facta conclusio) 後に」と註解する。

“conclusio”について、P. Fournier, *Les officialités au moyen âge — étude sur l'organisation, la compétence et la procédure des tribunaux ecclésiastiques ordinaires en France de 1180 à 1328*, 1880, p. 205 は、カノン法訴訟手続において「両当事者の代理人がその主張 (arguments) を尽くしたときは、裁判官は、弁論を終結し最終弁論

を行う (*ad renunciandum allegationibus et concludendum in causa*) 期日を指定する」と述べており、当事者による最終弁論の意味に解するのが妥当である。なお、78条注参照。

- 17) テキストは、“nach beyder theyl vnd allem fürtrag auch entlichem beschlus der sachen”である。

Gobler, art. 92 は、“postquam omnia ambarum partium in iudicio exhibita & reproducta sunt, causa'que conclusa est”（「両当事者がなすべき全て〔の主張・立証〕が訴訟に提出され、かつ、事件に関する弁論がなされた後」）とする。テキストのイタリック部分を削除すべきものと解した訳であろう。

- 18) テキストは、“Herr Richter ich sprich es geschicht billich auff alles gerichtlich einbringen vnd handlung, was nach des gerichtts ordnung recht, vnd auff gnugsame alles fürtrags besichtigung in schrifftten zu vrtheyl verfasst ist”である。

(1) 前後のイタリック部分是对応すると解した。同様の構文と思われるのは9条である。9条注を参照。

(2) 各種訳は帰一するところがない。Gobler, art. 93 は、“Domine iudex, dico iure factum esse, quod super omnibus exhibitis & productis actis & actitatis, ut ex iudicii ordinatione, & ex sufficienti exhibitione constat, scripto sententia concepta atque rogata sit”（「裁判官殿、主張提出された全ての書面及び訴訟行為に基づき、裁判令及び十分なる主張から明らかになるところに従い、判決は作成され、〔現に私に対し〕問われており、ゆえに適法になされていると言明いたします」）とする。構文の理解について違いがあるが、本文の訳と趣旨はほぼ同じである。

(3) Clasen, art. 93 は、本条に従って参審人がなすべき答弁は、「記録が精査、聴取、吟味され、裁判令が細心に遵守され、法律に定められた刑罰から逸脱しておらず、判決は適切になされております。したがって、判決は適式になされ、かつ、私の賛成によって確認されていると言明いたします」というものである、と註解する。

- 19) 95条前段の趣旨は判然としない。多くのコンメンタールも、本条前段の趣旨に特に関及していない。

ただし、Clasen, art. 95 は、「単数形で表記された判決は、複数の弾劾人、複数の被告人及び複数の弁護人がいる場合は、複数形で述べられなければならない」と註解し、「皇帝が本条において書記に対する教示として定めるところは、あまり留意するには値しない」が、現実には、このような教示を必要とする書記が存在する、と述べている。

- 20) テキストは、“Item würd aber der beklagt mit vrtheyl vnd recht ledig erkennt, mit was maß das geschehe vnd die vrtheyl anzeygen würd, dem solt wie sich gebürt auch gefolgt vnd nachgegangen werden”である。

(1) Gobler, art. 99 は、イタリック部分を、“quo pacto aut modo id fiat, senten-

tia'que docuerit, idipsum ita ut par est expediatur”（「それが行われる、かつ判決が示す異なる態様、内容がしかるべく行われなければならない」とする。

本文の訳は、“mit was maß das geschehe vnd die vrtheyl anzeygen würd”の“das geschehe”が「無罪判決の言渡し」を意味し、イタリック部分は全体として「無罪判決が判示する内容」を意味すると解したものである。

(2) Böhmer, art. 99 は、“mit was maß das geschehe”（「それが行われる異なる態様」）という文言は、「全ての無罪判決が同じ性質のものではないことを示している。終局的な無罪判決と仮放免判決とがあるのである」と注解する。また、Clasen, art. 99 は、「被告人が弾劾に対し無罪を証明し、判決により放免されるべきときは、放免判決の内容は斉一ではないのであるから、判決の内容に応じて手続が行われなければならない」と注解する。これもまた、放免判決には、確定的な無罪判決と仮放免判決の2種類があるという解釈を示している。

21) Gobler, art. 99 は、“partes quidem ciuilitur, qeumadmodum supra indicauimus, prosequi tenentur”（「上に定めるように、両当事者は民事訴訟を行わなければならない」としており、「最終」を特に訳出していない。Clasen, art. 99 も、無罪とされた被告人は、無罪を言い渡した裁判所又は弾劾人の正規の裁判所に対し“civilis actio”（民事訴訟）を提起することができると注解し、「最終」について言及していない。

22) テキストは、“zu keyner erfahrung der warheyt oder gerechtigkeit not sein”である。

Clasen, art. 100 は、“ad veritatis indagacionem & Justitiae administrationem nihil faciunt”（「真実の発見及び正義の実現に何ら益しない」とする。

23) テキストは、“Vnd wo an die oberkeyt gelangt, daß darwider gehandelt wirt, soll sie das ernstlich abschaffen vnnnd straffen, so offt das zu schulden kompt”である。

(1) Gobler, art. 100 は、“Et si magistratui innotuerit, iis adeuersum iri, aut reluctari mandatis nostoris, acriter is quidem illos auferre ac punire debet, quotiesquunque in eo peccatum fuerit”（「官憲がこれに対する違反又は朕の命令に対する違背を知ったときは、厳しくそれを禁じ、かつ、それが罪となるときは処置しなければならない」とする。

(2) なお、“das zu schulden kompt”について、146条注参照。

24) Gobler, art. 101 は、“publicum delictum”, Vogel, art. 101 は、“délit public”とするが、Langbein, art. 101 は、“a public matter”の訳を与える。

25) Clasen, art. 101 は、釈放なしの終身拘禁は死刑に等置されると注解する。10条注参照。

26) テキストは、“Item wie straff an leib oder gliedern die nit zum todt oder ewiger gefengkhus sein, vnnnd öffentlicher thatt halb von ampts wegen geschehen, durch den Richter erkant mogen werden, daouon wirt die form des vrtheyls hernach inn dem

hundertsten vnd sechs vnd neuntzigsten artickel funden anfehendt, Item so eym person etc.”である。

本文の訳は、“wie”を“swie (=wenn, wenn irgend)”の意味に解したものである。Gobler, art. 101 は、“vbi, & quemadmodum poena corpori aut membris, non tamen capitalis, aut perpetuum carcerem inferens, & ob publicum delictum ex officio imponenda per iudicem declaretur...”（「死刑又は永久拘禁を科すものではない身体刑が、公的犯罪を理由に職権により裁判官により言い渡されるべき場合、及び、身体刑がどのように科されるべきかは……」）とするほか、“Remus, cap. 101”は、“Quemadmodum autem (quod in ordine sequitur) poenae corporales, hoc est, corporibus, ut membri amputatione illatae, quae morti, aut perennibus vinculis non mancipant, ex officio decernantur, id reseruabimus in commodiorem locum, & cap. 196 explicabimus”（「身体刑、すなわち、四肢を切断するような身体に対する刑罰であって、死刑又は永久拘禁に付すものではない刑罰が、（それが適法に行われる場合において）職権によりどのように科されるかについては、朕はより適切な箇所）に留保し、196条において定めるものとする」）という訳を与える。

- 27) Böhmer, art. 101 が、「本条は、他の条文の参照を求める (relativus) 規定であり、新しい何事も含まない」と註解するだけでなく、Clasen, art. 101; Blumblacher, art. 101 は、本条について、身体刑相当の犯罪が複数行われたときは管刑と断手刑であれば一方のみが科され、身体刑相当の犯罪と死刑相当の犯罪が競合するときは死刑のみが科される、という註解を加えており、この条文の趣旨は必ずしも判然としない。
- 28) 加重刑の一種である。194条参照。
- 29) Gobler, art. 104 は、“conditio et scandalum delicti”（「犯罪の状況及び犯罪が引き起こす公衆の憤激」）、Clasen, art. 104 は、“ration & atrocitas criminis”（「犯罪の状況及び重大性」）とする。ここでは、後者に従う。
- 30) Gobler, art. 104; Clasen, art. 104, I は、“arbitratus”, “arbitrium”の訳語を当てる。
- 31) テキストは、“Aber inn fallen darumb (oder derselben gleichen) vnser Keyserlich recht nit setzen oder zulassen, jemandt zum todt zu straffen, haben wir inn diser vnser vnnd des Reichs ordnung auch keynerley todtstraff gesetzet, *aber inn etlichen mishattten, lassen die recht peinlich straff am leib, oder glidern zu*, damit dannocht die gestrafften bei dem leben bleiben. Die selben straff mag man auch erkennen vnd gebrauchen, nach guter gewonhey eynd jeden lands, oder aber nach ermessung eynd jeden guten verstendigem richters, als oben vom todten geschriben steht”である。

(1) Clasen, art. 104, II, III は、① 皇帝法が死刑を定めていない罪については本裁判令においても死刑を科さない、② 皇帝法は若干の罪について身体刑を科しているが、身体刑は地方の慣習又は賢明なる裁判官の裁量に従い科されなければならない、と註解していることを勘案し、上のような訳とした。

(2) イタリアック部分を、Gobler, art. 104 は、“sed in aliquibus maleficiis concedunt atque permittunt jura poenam corporis & membrorum”（「法は、若干の犯罪について身体刑を許容している」）とする。これに対し、Langbein, art. 104 は、イタリアック部分を、“for some crimes we have authorised the law to punish upon body or member”とするが、やや疑問がある。

(3) Schroeder, S. 169 は、“die recht”を“die Partikularrechte”と註解するが、文脈上のように解すべき理由が明らかでないので、“vnser Keyserlich recht”（テキストでは複数扱いである）指すものと解した。

- 32) テキストは、“Wann vnser Keyserlich recht, etlich peinlich straff setzen, die nach gelegenheydt diser zeit vnd land vnbequem, vnd eyns theyls nach dem buchstaben nit wol müglich zu gebrauchen weren, darzu auch dieselben recht die form vnd maß, eyner jeglichen peinlichen straff nit anzeygen, sonder auch guter gewonheydt oder erkantnuß verstendiger Richter beuelhen, vnd inn der selben wilküre setzen, die straff [sind] nach gelegenheydt vnd ergernuß der übelthatt, auß lieb der gerechtigkeit, vnd vmb gemeynes nutz willen zu ordnen vnd zu machen”である。

(1) Schroeder, S. 169 は、“darzu auch”は“darzu auch Wann”と補充されるべきだとする。

(2) “die straff”以下のイタリアック部分は主動詞を欠いており、亀甲括弧内のような挿入が必要である。Gobler, art. 104 が、“poena utique ex qualitate & offensine delicti propter iustitiae dilectionem, Rei'que publicae utilitatem ordinanda est ac decernenda”と羅訳するのは、この趣旨である。

- 33) テキストは、“Vnd damit richter vnd vrtheyler die solcher rechten mit gelert sein, mit erkantnuß solcher straff destowemiger wider die gemelten rechten, oder gute zulessig gewonheytem handeln, so wirt hernach vonn etlichen peinlichen straffen, wann vnnd wie die gedachten recht guter gewonheydt, vnd vernunfft nach geschehen sollen, gesetzt”である。

イタリアック部分の“die gedachten recht”は「皇帝法」を指すのであろう。Langbein, art. 104 も、“the said law”とする。しかし、Gobler, art. 104 は、イタリアック部分を“infrà quidem de quibusdam poenis, quando nimirum hae ex recta bona'que consuettudine ac ratione inferendae sunt, statuemus”（「若干の刑事罰について、その刑事罰が、良き慣習及び理性に従い、いかなる場合にいかなる方法によりしかるべく適用されるべきかを、以下に定める」）とする。Clasen, art. 104, VI もまた、“die gedachten recht”を刑罰の趣旨に解している。

- 34) テキストは、“(so es zu schulden kompt)”である。

与えられる訳は多様であり、Schroeder, S. 169 は、“(die dazu verpflichtet sind)”, Gobler, art. 105 は、“(si crimen expostulat)”（「犯罪がそれを要求するとき」）。なお、

crimen は、「訴追」の意味も有するので、「訴追がそれを要求するとき」の趣旨であるかもしれない、Vogel, art. 105 は、“lorsqu’il s’agira de punir”（「処罰すべきとき」）、Langbein, art. 105 は、“when guilt is apparent”，稿訳 105 条は、「そのことが有責とせらるるに至る場合」とする。

本文の訳をとる根拠については、146 条注参照。

- 35) テキストは、“Straff der jhenen so eynen gelerten eydt vor Richter vnd gericht meynedig schwern”である。

Gobler, art. 107 は、“poena eorum qui concepto seu praescripto iuramento coram iudice, ac iuridicio periurium committunt”（「方式に従った又は定められた宣誓を行うことにより偽誓を犯す者に対する刑罰」）とするので、基本的にはこれに従う。

- 36) Schroeder, S. 170 は、“anstiften”と註解する。グリム・ドイツ語辞典が、“instruo”と語釈するのがこれに当たろう。

- 37) 「紛争及び行為」が直訳であり、Gobler, art. 108 も、“causae & facti”と直訳するが、「紛争を引き起こす行為」と解した。Clasen, art. 108 は、“maleficium”（「犯罪」）とする。

- 38) テキストは、“Item bricht eyner eyn geschworne vrphede mit sachen vnnd thaten, darumb er vnser Keyserlichen recht vnd diser ordnung nach, zum todt *on das* mocht gestrafft werden, der selben todtstraff soll volg geschehen”である。

(1) イタリック部分について、Schroeder, S. 170 は、“ohne das (urphede)”と註解する。「復讐放棄をなさなければ（死刑を科されうる）」という趣旨であるならば、どのような場合を指すのか判然とせず、次の規定との関連性も理解が困難となる。

(2) グリム・ドイツ語辞典によれば、“ohnehin”の語義があり、Gobler, art. 108 は、“alioquin”の訳語を与え、Vogel, art. 108 も、“d’ailleurs”という同義の訳語を与える。

- 39) テキストは、“So aber eyner eyn vrphede *mit sachen darumb er das leben mit verwürckt hat*, fürsetzlich vnd freuenlich verbrech”である。

イタリック部分は、「それによって生命を失うに至らなかった事件により」が直訳である。Gobler, art. 108 が、“ex causis mortem inferentibus”（「死刑を科されない事件により」）と羅訳するように、「非死刑事件」の趣旨である。

- 40) “libellus famosus”の趣旨であろう。

- 41) “vnschuldig”は、グリム・ドイツ語辞典によれば、“unberechtigt, ohne competenz”の語義がある。

- 42) Schroeder, S. 171 は「故意」と註解する。

- 43) テキストは、“nach erfingung solcher übelthat als die recht sagen”である。

Gobler, art. 110 は、“post tale compertum maleficium (ut ius canunt)”（「諸法の

命ずるように）このような犯行が明らかになった後に）」とする。なお、「諸法」の趣旨は判然としない。Vogel, art. 110 は、この文言を訳出していない。

- 44) テキストは、“*dero so on habende freiheynt münzten*”である。
 Gobler, art. 111 は、“*eorum qui absque priuilegio monetam signant, seu cudunt*”（「特権なくして貨幣を刻印し、鑄造する者の」）とする。Schroeder, S. 171 の註解も同趣旨である。
- 45) Schroeder, S. 171 は、「二詞一意（Hendiadyoin）」と註解する。
- 46) テキストは、“*Wo aber jrgent eyner eyns andern münzt vmbreget, oder widerumb in tiegel brecht vnd geringe münzt daraus mecht*”である。
 Gobler, art. 111 は、イタリック部分を“*aut*”と羅訳する。これに対し、Vogel, art. 111 は、“*celui qui pour alterer la monnoye d'un autre, la refondra & la fera moindre*”とする。これは、Clasen, art. 111, V が、専ら劣貨を創出するため混ぜ物をする行為を記述していることと呼応する。グリム・ドイツ語辞典によれば、“*oder*”には、“*dasselbe erweiternd oder einschränkend, berichtigend oder verdeutlichend und näher bestimmend*”のような用例もあることを勘案し、フォーゲル訳に従う。
- 47) Schroeder, S. 171 は、“*Rechte eines Grundherrn*”と註解する。Clasen, art. 112, V によれば、国家又は団体に帰属する年間収益を記録した帳簿である。所有地、農地、葡萄園、牧草地、菜園、居宅なども記載される。
 これに対し、Langbein, art. 111 [=112] は、端的に“*deed*”（「捺印証書、不動産譲渡証書」）とする。
- 48) Vogel, art. 112 は、以上の目的物について、“*signatures, lettres, obligations, registres*”（「印章、文書、債務証書、登録簿」）という訳語を与える。
- 49) テキストは、“*soll zu peinlicher straff angenommen*”である。
 Gobler, art. 113 は、“*ad capitalem poenam de se sumendam prendatur*”（「刑事罰に処すため拘禁されなければならない」）とするが、Schroeder, S. 171 は、「（その者に対し）手続が開始されなければならない」の趣旨であるとする。
- 50) テキストは、“*nach geuerlicheynt groß gestalt vnnnd gelegenheynt der sachen vnd der person*”である。
 Gobler, art. 114 は、“*iuxta enormitatem, quantitatem, & qualitatem rei & personae*”（「事件及び人物の非道、程度、性質に応じ」）とするので、構文解釈はこれに従う。
- 51) テキストは、“*inn pranger oder halseisen gestelt*”である。
 Gobler, art. 115 は、“*publico loco, seu pressurae... torquique infami adfigatur*”（「公の場所すなわち群衆の中で、恥辱の首輪を掛けられる」）とする。
- 52) 直訳は、「恥ずべき態様で」であろう。Clasen, art. 118, (5) は、“*ob turpem libidinem cum ea expendam*”（「女に対し恥ずべき情欲をみたくす目的で」）と註解する。

53) テキストは, “auff beklagung der benötigten inn außführung der mißthat”である。

Clasen, art. 119 は, “propter hoc delictum accusatur, nec non de ejus perpetratio-
ne legitime convincitur” (「この罪について弾劾され, かつ, 犯行について適法に有
罪を立証される」) という要旨を挙げるほか, Schroeder, S. 173 は, “inn außführung”
を「立証があった場合」と註解する。これに対し, Gobler, art. 119 は, “ex accusati-
one compressarum in prosecutione maleficii” (「犯罪の実行に際し強姦された者
による弾劾に基づき」) とするが, 疑問である。

54) テキストは, “So wollen wir doch *welcher* solchs lasters betrüglicher weis, mit wis-
sen vnd willen vrsach gibt vnnd volnbringt, daß die nit weniger dann die ehebrü-
chigen peinlich gestrafft werden sollen”である。

イタリック部分は, “swelcher (=wenn irgend welcher)”の趣旨と解する。Gobler,
art. 121 は, “statuimus tamen, eos quicumque tali crimini...occasionem dederint,
illud'que perpetrarint...capitali poena plectendos esse” (「かかる犯罪の機会を設け
実行した者が刑事罰をも処罰されるべきことを定める」) と羅訳する。

イタリック部分以下の条件節は“daß”以下の目的節の中に含まれるべきであろう。

55) テキストは, “vmb eynicherley genies willen, *wie der namen het*”である。

Gobler, art. 122 は, “turpis lucri gratia, quocunq; nomine id appelletur” (「どの
ように呼ばれるにせよ, 恥ずべき利得のために」) とする。なお, Schroeder, S. 173
は, 「どのような種類のものであるにせよ」の意味であると註解する。

56) Gobler, art. 124 は, “offendiculum” (「怒り」) の訳語を当てる。

57) 193 条, 194 条参照。

58) テキストは, “Aber die jhenen, durch welcher verkundtschaffung richter oder
oberkeyt die übelthetter zu gebürender straff bringen möchten, *das mag on ver-
wirckung eynicher straff geschehen*”である。

(1) Güterbock, S. 229 は, テキストには誤りがあるが, テキストの趣旨は明白で
あり, 誤りを指摘するだけで足りよう, とする。バンベルゲンシス 149 条は, “Aber
die jhenen durch welcher verkundtschaffung Richter oder oberkeyt die vbelthetter zu
gebürender straff bringen möchten, *haben domit kein straff verwürckt*”であり, 意味
が通達し, かつ, 以下に挙げるクラークの註解とも符合する。

(2) Gobler, art. 124 は, “Porrò ille quorum opera *proditiõnem explorauit*,
inuestigauit'que iudex & magistratus, quo facinorosi iusta poena adficiantur, haud
sanè culpam habent, aut ullis poenis subiiciendi sunt” (「裁判官又は官憲が, 犯人に
相応しい刑罰を科すため背叛を解明することに貢献した者は, 責任を負うことなく,
いかなる刑罰にも処せられてはならない」) とするが, この羅訳からはこの規定
の趣旨は必ずしも判然としない。

これに対し, Clasen, art. 124 は, “Interim illi à delicto *proditiõnis ejusque poena*

sunt immunes, quorum ministerio Judex aut Magistratus delinquentes investigare, eosque debitis poenis coercere poterit（「裁判官又は官憲が犯人を探知し、しかるべく処罰することにその働きによって貢献した者は、背叛の罪とその刑罰を免れる」）と註解する。この規定を、主、親族等の犯罪について裁判官又は官憲に情報を提供する者は背叛の責めを負わないという、一般的な免責規定と解するものであるが、妥当な解釈であろう。

- 59) カロリーナ 126 条は、“Raub”の構成要件を記述しておらず、刑罰のみを定める。
 R. His, *Das Strafrecht des deutschen Mittelalters*, Teil 2, 1935, S. 202 によれば、ドイツ中世における“Raub”は、反抗抑圧としての暴力を成立要件としない、公然たる奪取を意味し、暴力は加重事由にとどまった。また、場合によっては、公道あるいは林野における奪取のみが強盗とされたようである。R. v. Hippel, *Deutsches Strafrecht*, Bd. 1, 1925, S. 184 は、カロリーナはこのような強盗概念を引き継いだものと解する。しかし、F. Schaffstein, *Abhandlungen zur Strafrechtsgeschichte*, 1986, S. 140f. は、カロリーナ 126 条がゲルマン法、ローマ法のいずれを前提とするかは不明であるが、カロリーナ以後の普通法学説がイタリア法にならない“Raub, rapina”を強奪の意味に解した事実を指摘しているので、「強盗」と邦訳する。
- 60) Schroeder, S. 175 は端的に“vorsätzlich”と註解する。
- 61) Gobler, art. 128 は、“perduelliones, grassatores, & communes hostes”（「反逆者、強盗、公共の敵」）とする。
- 62) テキストは、“wo die selben an verdecktliche end, als obsteht, austretten, die leut bei zimlichem rechten vnd billicheyt nit bleiben lassen, sonder mit bemelten austretten, von dem rechten vnd billicheyt zu bedrohen oder schrecken vnderstehn”である。
 Gobler, art. 128 は、“si quidem ad loca suspecta, ut suprà dictum est, profugiant, nemini aequum ius'que concedentes, sed in memorata fuga à iure & aequitate abhorrentes, minis terrere [= aut terrore] pergant”（「上にいうように、不審なる場所に遁走し、脅迫又は威嚇を行い、何びとに対しても衡平と法を拒み、法と衡平から遠ざける」）とする。なお、Clasen, art. 128, II は、“alios à Jure suo & aequitate minis aut terrore abstrahunt”と註解しており、ゴブラー訳は亀甲括弧内のように訂正する。
- 63) テキストは、“vnangesehen, ob sie sunst nit anderst mit der that gehandelt hetten”である。
 Gobler, art. 128 は、“etiam si de facto nihil perpetrarint”（「行為として何事も行わなかった場合においても」）とする。
- 64) Clasen, art. 128, II は、侵害又は強要の意図を推認しうる行為が行われた場合も処罰する趣旨である、とする。

65) テキストは, “Wo aber jemandt aus forcht eyns gewalts, vnd *nit der meynung gemeynt vom rechten zu dringen*, an vnuerdechtlich ende entwich, der hat dardurch diese vorgemelte straff nit verwürckt” である。

Güterbock, S. 230 は, イタリック部分を, “nit der meynung, yemant vom rechten zu dringen” の誤記であるとする。

Gobler, art. 128 が, “non aliquam à iure suo deturbandi opinione... profugiat” とするのは, テキストに訂正を加えた上での羅訳である。

66) Gobler, art. 129 は, “dominium” (「領地」) とする。

67) Böhmer, art. 129, §2 によれば, “der jren feindt wer” は「同盟者 (socius, confederatus) の敵」を意味する。

68) Schroeder, S. 176 は, 「二詞一意 (Hendiadyoin)」とする。

69) テキストは, “Wo aber *solche übel offft geschehe*, wollen wir die gemelten gewonheyt des vergrabens vnnnd pfeleus, vmb mer forcht willen, solcher boshafftigen weiber auch zulassen, oder aber das [= daß] vor dem erdreucken die übelthätterin mit glüenden zangen gerissen werde, alles nach radt der rechtuerstendigen” である。

(1) Vogel, art. 131 は, “à moins *qu'elle ne l'eût commis plusieurs fois*, auquel cas, pour inspirer plus d'horreur contre la cruauté de pareillrs femmes, Nous voulons que le premier supplice soit employé, ou bien que la personne criminelle soit tenaillee avec des fers ardens avant que d'être précipitée dans l'eau, le tout sur l'avis que l'on demandera aux Gens de Loy” (「[犯人たる] 女が子殺しを反復した場合を除く。この場合においては, 悪性のこの種の女の残酷さに対し一層の恐怖を吹き込むため, 朕は, 全て法有識者の勧告に従い, 上の刑罰が適用されるか, 又は, 犯人が水没させられるに先立ち焼けた鉗子により [身体を] 挟まれることを欲する」) とするが, 適切であろう。

(2) ただし, イタリック部分のテキストに対する仏訳は疑問である。Gobler, art. 131 は, “si flagitium istud in districtu seu regione aliqua frequentius contingeret” (「かかる犯罪が頻発する裁判区又は地域があるときは」) とする。

70) テキストは, “auch deshalb zu weither suchung, *antzeygung geschicht*” である。構文的にも意味的にも, 適切な理解が困難であるように思われる。

(1) Remus, cap. 131 は, “ita tamen vt inquisitio exactissima fiat” (「以上は, 厳密なる糺問が行われるためである」) とするが, イタリック部分は訳出されていないように思われる。

(2) Gobler, art. 131 は, “Ac si quod ad ulteriorem inustigationem inquisitionem'que iudicium [= indicium] fit” (「すなわち, さらに取調べ及び糺問により何らかの徴憑が生ずるならば」) とする (亀甲括弧内の誤植と解する)。条件文に訳しうるかは疑問である。

(3) Vogel, art. 131 は, “pour cet effet on procedera à une plus ample perquisition” (「この目的のため, さらなる取調べがなされよう」) とする。また, Clasen, art. 131, II は, この部分について, 裁判官に対し, 「被告人が無罪を主張し始めこれを実行しようとする場合は, 主張された理由の真実性を正確に証明すること」を命ずる規定であると註解する。いずれも, イタリック部分を反映していないが, 上記テキストの理解としてより合理的であるように思われる。

- 71) テキストは, “Doch so eyn weibs bild eyn lebendig glidtmessig kindtlein also heimlich tregt, auch mit willen alleyn, vnd on hilff anderer weiber gebürt, welche on hilfliche geburt, mit tödtlicher verdecklicheyt geschehen mus” である。

Güterbock, S. 230 は, イタリック部分を, バンベルゲンシス 156 条に現れる “mit tödtlicher verdlichkeit” の誤記であるとし, このように訂正してはじめて, 「意図的に独り出産すること自体, 生命を危険に曝すものであり, ゆえに子殺しの懲罰たりうる」と註解する。

なお, グリム・ドイツ語辞典は “fahrde” に “fahr, gefahr, gefährde” の語義を与えるので, “verdlichkeit” は 「危険性」と解する。

- 72) テキストは, “so eyn weib jre kind, vmb das sie des abkumm von jr legt, vnd das kind wirt funden vnd ernert die selbig mutter soll, wo sie des überwunden vnd bedretten wirt” である。

Gobler, art. 132 は, “si mulier infantem suum, propterea ut à se abdicet alienet’que, exponit, & infans seu partus sic quidem fuerit inuentus, atque nutritus, ea ipsa mater utique si conuicta conquisita’que fuerit” (「女が子を遺棄するために放置したが, 子が拾われ養われた場合において, この母親が有罪を証明され捕縛されるときは」) とする。また, Clasen, art. 132 は, 最初のイタリック部分をより明確に, “animo alienandi, ne eum alere teneatur, exponens” (「養育の責めを免れるため遺棄する意思で放置する」) と註解する。

なお, 「有罪を証明され捕縛される」は, 「捕縛され有罪を証明される」の趣旨であろう。

- 73) Gobler, art. 133 は, “detractio” の訳語を与える。

- 74) テキストは, “sich vngegrundter vnzulessiger artzenei, die jm nit gezimbt hat vnderstanden” である。

Gobler, art. 134 “improba prohibita’que medicina seu pharmaco, quod non decuit, usum fuisse” (「用いるべきでない, 禁止された, [医者にとって] 相応しくない医薬を用いたこと」) とする。

- 75) テキストは, “so er der überwunden sein leib vnd gut verwürckt hett” である。

Vogel, art. 135 は, イタリック部分を 「身体刑」とする。これに対し, Gobler, art. 135 は, 「身体刑及び死刑」の訳語を与えるほか, Clasen, art. 135, I は, 本条の

対象となる罪の性質として、「有罪を証明されるならば、生命及び財産を剝奪される」ものとしている。

以上のように問題があるが、訳としてはテキストに従う。

76) テキストは、“inn recht erfordert oder bracht würde”である。

Gobler, art 135 は、“in iudicium uocaretur”とする。

77) テキストは、“solch erb vnd gütter der oberkeyt der die peinlichen straff, buß, vnd fell zustehn, heymgefallen sein”である。

Gobler, art. 135 は、“eam haereditam illius & bona magistratui, cuius & poena corporalis seu punitio est, debere”（「その者の遺産及び財産は、身体刑ないし刑罰を科すべき官憲に帰属する」）、Vogel, art. 135 は、“elle sera confisquée au profit du Seigneur à qui appartiennent les droits de Jurisdiction, d’amendes & de confiscation”（「それは、管轄、罰金及び没収の権限を有する官憲のために没収される」）とするが、いずれもテキストとの対応関係にやや問題があろう。

78) テキストは、“wo sich aber eyn person ausserhalb obgemelter offenbaren vrsachen auch inn fellen da er sein leib alleyn verwirckt, oder sunst aus krankheyten des leibs melancolei, gebrechlicheyt jrer sinn oder ander dergleichen blödigkeyten selbst tödte”である。イタリック部分の解釈が困難である。

(1) レクサー・中高ドイツ語辞典が、“um den vorhergehenden satz zu verstärken, zu bestätigen od. zu erklären”という語義を示すので、これに従う。

(2) なお、Gobler, art. 135 は、“si qua uerò perosna extra praedictam manifestam causam, atque in casibus in quibus corpus tantum perdidit, aut morbo aliquo corporis, utpote melancholia, defectu sensuum, aut alia simili aegritudine aliqua sibi mortem consciscat, inferat”que（「ある者が、上にいう明白な理由以外の理由から、すなわち、専ら身体刑をもって処罰されるべき事件において自殺し、又は、身体の疾病すなわち鬱病、精神虚弱その他類似の疾病から自殺するときは」）とする。また、Vogle, art. 135 も、“mais si une personne qui se tuëroit elle même, n’avoit point agi par les motifs connus dont il vient d’être parlé, ou que ce fût seulement dans le cas d’avoir mérité une punition corporelle, ou que ce fût d’ailleurs l’effet d’une maladie du corps, de la mélancholie, de la foiblesse de l’esprit, ou de quelque autre infirmité semblable”として、実質的にはゴブラー訳と同趣旨である。

79) テキストは、“hat eyner eyn thier, das sich dermassen erzeygt, oder sunst, der art vnd eygenschaft ist, dardurch zu besorgen ist, daß es den leuten an leib oder leben schaden thun mocht”である。

Clasen, art. 136, I は、獣の危険性は二つの現れ方、すなわち、① それまで大人しかった獣が不意の出来事で凶暴さを示す場合、② 生まれつき凶暴な性質である場合があると註解する。

80) テキストは, “*der gewonheynt nach, ein fürsetzlicher mutwilliger mörder mit dem rade, vnnnd eyinander der eyn todtschlag, oder aus gecheyt vnd zorn gethan, vnd sunst auch gemelte entschuldigung nit hat, mit dem schwer vom leben zum todt gestrafft werden sollen*”である。

Gobler, art. 137 は, イタリック部分を, “*alius verò qui homicidium uel ex impetu, praecipitatione, uel ira perpetravit, nec praedictam excusationem habet*”(「これに対し, あるいは衝動, 衝撃, あるいは憤怒から故殺を犯し, 上の免責事由を有しない他の者」)とする。また, Schroeder, S.178 は, “oder”は編纂上の過誤であり, 削除されるべきだとする。

81) Gobler, art. 137 は, “*pro maiori terrore incutiendo*”(「より大きな恐怖をもって[一般人を]戦慄させるため」)という訳語を与える。

82) テキストは, “*werden doch die jhenen, so solch entleibung thun, aus guten vrsachen als etlich alleyn von peinlicher vnd burgerlicher straff entschuldigt*”である。

Güterbock, S. 240 は, テキストには編纂上の過誤があり, イタリック部分はバンベルゲンシス 163 条のテキストと同様でなければならないとする。バンベルゲンシス 163 条は, “*werden doch die jhenen, so solch entleibung thun, aus guten vrsachen, als etlich alleyn von peinlicher, vnd dann etlich andere von peinliche und bürgerlicher straff, entschuldigt*”である。本文は訂正されたテキストを前提にするものである。

83) Schroeder, S. 178 は, “angreifen”, Vogel, art. 139 は, “attaquer”の訳語を与えるので, これに従う。

84) Gobler, art. 140 は, “sons”(「可罰的」)とする。

85) テキストは, “*tödliche anfechtung oder benötigung*”である。

Güterbock, S. 240 は, “*tätliche anfechtung oder benötigung*”の誤記であるとするので, これに従う。

86) Gobler, art. 142 は, “*allegatus fasssus'que impetus atque insultus*”(「主張されかつ争いのない襲撃すなわち攻撃[の事実]」)とする。

87) テキストは, “*der angezogen todtschleger*”である。

Gobler, art. 142 は, たんに “*homicida*”(「殺人者」)とする。

88) この部分は, 他の条文にも散見される, 論理的・因果的關係を転倒させる表現である。「弾劾された殺人者が, その主張する防衛行為に関し, 正当防衛について上に定めるように, 殺害された者から生命に危険のある武器を用いた最初の攻撃を受けたことを証明し, かつ, 認定された最初の侵害について弾劾人が正当な理由を証明しないときは」という趣旨であろう。

89) テキストは, “*vnd soll doch gemelte kundtschafft beyder theyl mit eyinander zugelassen vnd gestelt werden. Nemlich ist hierinn zu mercken...*”である。

Gobler, art. 143 は, “& nihilominus praedicta *testimonia* utriusque partis pariter admitti ac produci debent. Praecipué uerò in his notandum est...” (「そして, それにもかかわらず, 両当事者により既に申し立てられている証言は, 許容され, かつ提出されなければならない。証言については, 特に〔次の点について〕留意されなければならない。』) とする。

90) テキストは, “buß vnd *besserung*” である。

“*besserung*” は, グリム・ドイツ語辞典によれば, “satisfacito, mulcta, busze vor gericht” の語義がある。

91) テキストは, “Nemlich ist hierinn zu mercken, so eyner der ersten benötigung halb redlich vrsach zur notweer gehabt, vnd doch inn der that nit alle vmbstende, die zu eyner gantzen entschuldigten notweer gehören, gehalten hett, ist not gar eben zu ermessen, wie vil oder wenig der thätter zur thatt vrsach gehabt hab, vnnnd daß fürther die straff an leib leben oder aber zu buß vnd *besserung* erkant werd” である。

(1) Gobler, art. 142 は, “Praecipué uerò in his notandum est, si quis primae coactionis seu impetus causa legitimam rationem occasionem’que inculpatae tutelae habuerit, nec tamen in facinore omnes circumstantias quae ad plenam inculpatae tutelae purgationem excusationem’que pertinent, tenuerit: diligenter expendendum esse quot causas rationes’que patrator seu facinorosus ad delictum habuisset, & *propterea poena corporis, vitae, aut mulcta, & emendatio, correctio’que declara fuerit*” (「証言については, 特に〔以下の点について〕留意しなければならない。すなわち, ある者が, 最初の強制又は攻撃に対し正当防衛を行う正当な理由, 事情を有していたが, 行為に際して, 正当防衛による完全な免責に必要な全ての事情をみたしていなかった場合は, 身体刑, 死刑あるいは罰金刑及び損害賠償〔のいずれか〕が言い渡される根拠となる, どの程度の理由が犯人に存在していたかが慎重に考量されなければならない。』) とする。本文は, このような解釈に従うものである。

(2) これに対し, Vogel, art. 142 は, “en quoi il faut particulièrement prendre garde, que lorsque celui qui a eu des raisons légitimes pour une défense nécessaire dans le cas d’une premiere attaque, n’a point observé durant l’action toutes les circonstances requises pour une défense nécessaire & parfaitement excusable; les Juges doivent soigneusement pezer le plus ou le moins de raison qu’il a eù pour commetre l’action, *afin de discerner, s’il mérite un châtiment corporel, la peine de mort ou autre correction*” とする。どのような刑罰が相当であるかを「判断するために」, 行為時の事情を裁判官は考慮しなければならない, と解するため, ゴブラー訳と異なるテキスト解釈であるが, 実質的な法意は同じことになる。

92) テキストは, “sollen die vrtheiler bei den verstendigen so es vor jn zu schulden kompt, der straff halb radts pflegen” である。

(1) グリム・ドイツ語辞典によれば、“schuld”は、“anschuldigung, klage, das jemand zur last gelegte verbrechen”を意味する場合がありますので、テキストは、「判決人の面前において訴訟となる」と解することもできる。

(2) Schroeder, S.181は、イタリック部分について、“wenn es von ihnen (den Urteilern) zu entscheiden ist”と註解し、Vogel, art.146も、テキストを、“Les Juges qui seront obligez de prononcer dans ces occasions consulteront les Gens de Loy sur la peine à infliger”と仏訳する。また、150条には、“so diser sach eyne für den Richter vnnnd vrtheyler kompt”（「これらの事件の一つについて裁判官及び判決人が判決を行うべきときは」）という文言が見える。

以上の理由から、本文の訳とする。

(3) Gobler, art.146が、“quum patratum delictum fuerit”（「犯罪が行われたので」）とするのは、“schuld”の3番目の語義に従うものであろう。しかし、“vor jn”の部分が省略されており、疑問がある。

93) テキストは、“dise fell offt zu schulden kommen”である。前注参照。

94) テキストは、“hierumb sollen die vrtheyler inn disen obgemelten fellen allen (wann es zu schulden kompt) angezeygter erklerung halb, der vorgemelter verstendiger leut radt nit verachten, sonder gebrauchen”である。

Gobler, art.146は、イタリック部分を、“*memoratae declarationis ergò peritorum (ut diximus) consilia non contemnere, sed illis ipsis uti debent*”（「(上に定めるように) 法有識者による、上に示した説明に関する鑑定を無視することなく、これを用いなければならない」）とする。

95) Vogel, art.148は、“de propos deliberé, & formant le dessein de tuer quelqu'un méchamment”（「予謀に基づき、故意をもって何びとかを殺害する計画を立て」）とする。

96) Gobler, art.148; Vogel, art.148は「十分な理由なく」と直訳するが、どのような事態を指すか判然としない。これに対し、Clasen, art.148は、“absque legitima causa”（「正当な理由なく」）という羅訳を示すほか、Kress, art.148, §3は、註解として、「殺害された者が甚だしい侮辱を加え、あるいは殴ることで、[殺害者を] 刺激した」ような場合を挙げるので、本文のような訳を与えた。

97) テキストは、“Aber der ander beistender, helffer und vrsacher straff halber, von welchs handt obbestimpter massen der entleibt nit tödtlich verletzt worden ist”である。

Vogel, art.148は、“à l'égard de la punition des autres assistants, aides & auteurs, par la main desquels le mort n'aura point reçu de coups mortels en la maniere susdite”（「死者がその手によって上のような生命に危険をもたらす一撃を加えられていない、その他の幫助者、助力者、加功者の処罰について」）とする。

Clasen, art. 148 III は、「幫助者又は加功者が、殺害された者に対し攻撃を加えたが、しかし生命に危険をもたらす傷害を負わせていない場合については」、法有識者の鑑定が求められている、と註解しており、Vogel 訳は適切だと考えられる。

- 98) テキストは、“Aber der ander beistender, helffer und vrsacher straff halber, von welchs handt obbestimbtter massen der entleibt nit tödtlich verletzt worden ist, *auch so eyner inn eyner auffrur oder schlagen entleibt würd, vnd man mocht keinen wissen dauon er als vorsteht verletzt worden wer, Sollen die vrtheyler bei den rechtu-erstendigen vnd an enden vnd orten, wie hernach gemelt wirdet, radts pfflegen, mit eroffnung aller vmbstende vnd gelegenheyt solcher sachen, sovil sie erfahren künden*”である。

Clasen, art. 148 III が、①「幫助者又は加功者が、殺害された者に対し攻撃を加えたが、しかし生命に危険をもたらすような傷害を負わせていない場合」、②「又は、何びとかが騒擾の中で殺害されたが、殺害した者若しくは傷害した者が全く不明の場合」は、法有識者の鑑定が求められている、と註解していることを参照して本文の訳とした。

- 99) テキストは、“wann inn solchen fellen nach ermessigung mancherley vmstende, daß nit alles zu schreiben [*sein,*] vnderschiedlich zu vrtheylen ist”である。

本文は、亀甲括弧内のように補充した訳である。

- 100) テキストは、“(so man die gehaben vnd solchs geschehen kan)”である。

Gobler, art. 149; Clasen, art. 149 は、端的に“(si haberi possunt)”とするので、これに従う。

- 101) テキストは、“Hernach werden etliche entleibung inn gemeyn berürt, die auch entschuldigung auff jnn tragen mögen, *so darinn ordenlicher weiß gehandelt wirdt*”である。

(1) イタリア部分の訳ないし解釈は多様である。① Clasen, art. 150 は、“*dummodò occidens modum observaverit*” (「殺人者が節度を遵守した場合に限り」)、Remus, cap. 150 は、“*si modus quidem non excedatur*” (「節度が超えられない限り」)、Stephani, art. 150 は、“*si modo modus adhibeatur*” (「そもそも節度が遵守される限り」)とする。② Gobler, art. 150 は、“*si debito ordine in iis procedatur*” (「それらについてしかるべく手続が行われるならば」)、埴訳 150 条は、「正規の方法によりて審理せらるる」、③ Vogel, art. 150 は、“*lorsqu'elle est établie dans les regles*” (「規則に定めがあるときは」)、④ Langbein, art. 150 は、“*in order that they may be properly handled*” (「それらが適切に扱われるために」)とする。

(2) “handlung” が手続を意味するので、②のような解釈もありうる。他方、本条が掲げる事例を考慮すると、イタリア部分を殺人者の行為態様に関する限定と解する余地がある。とりあえず①の訳に従うが、弁識力のない者の行為や家畜によ

る加害について「節度」ないし「適切性」を問題にしうるか疑問が残るところである。

102) 120条は、姦通の場合の殺人について規定せず、これについて定めるのは142条である。バンベルゲンシス145条が、姦通に関する規定の中で、姦夫、姦婦を殺害する夫の行為の不可罰を定めていたため、カロリーナの立案者がカロリーナ120条がバンベルゲンシス145条と同一内容であると誤解した結果生じた誤りである。Vgl. Schroeder, S.181.

103) 免責は事件の個別的事情に依存し、判定・判断が困難である、ということを前提とする趣旨であろうか。

104) Schroeder, S.182は、“in böser Absicht”と註解する。これに対し、Kress, art.150 §12は、この部分が、発見された侵入者ではなく、発見した家人にかかるのであるから、発見者である家人について「悪しき意図」などを想定できないはずであるという理由を挙げ、本文のような解釈を示す。クレスの理解が妥当であろう。

105) テキストは、“Hierumb so diser sach eyne für den Richter vnnd vrtheyler kompt, sollen sie bei den rechtuerstendigen vnd an enden vnnd orten wie zu end diser vnser ordnung angezeygt radts gebrauchen, vnd jn nicht eygen vnuernunfftige regel vnd gewonheyt darinn zu sprechen machen, die dem rechten widerwertig sein”である。

(1) イタリック部分の“jn”の意味が明らかでないが、その点を除くならば、「これらの事件において言い渡すべく、法に反する独自の不合理な規則又は慣習を創出してはならない」となろう。

なお、Zoepfl, S.128によれば、第1次草案では、“jn”は“inen”となっており、また、“jn”を“ihnen”と表記するものとして、Blumblacher, art.150; Clasen, art.150がある。

(2) Gobler, art.150は、イタリック部分を、“nec ipsi sibi singulares aut proprias nullius legitimae rationis regulas seu conseuttudines in his decernendis statuant”（「これらの事件について判決するに際し、自らのため、適法な根拠を欠く独自若しくは固有の規則又は慣習を定めてはならない」とする。イタリック部分が“jn”（＝“inen”）に対応するのであろう。ゴブラーは、“jn”を“sich selbst”の意味に解したのであろうか。

また、Vogel, art.150が、“se donneront bien de garde dans les juguments qu'ils auront à rendre, de se former eux-même des regles & des usages peu raisonnable & contraires aux Loix”（「下すべき判決において、不合理で諸法に反する規則及び慣習を自ら案出することに警戒しなければならない」とするもの、ゴブラー訳と同趣旨であろう。Cf. Stephani, art.150.

(3) 以上の点を考慮し、疑問を留めつつ、本文の訳をとる。

106) テキストは、“jre handlung darauff richten, wie sie jn das recht zu gut verlengen”

である。

Schroeder, S. 182 は, “zu ihren Gunsten den Prozeß in die Länge ziehen” と註解する。この場合, “jn” は “ihnen” を意味すると解されよう

107) Kress, art. 151 は, “erbietig”, Clasen, art. 151 は, “urbietig” と表記するが, グリム・ドイツ語辞典によれば, その語義は, “promptus, paratus” である。

108) テキストは, “wes sie für entschuldigung solcher thatt halb weisen wolten” である。主語, 動詞が単数の誤りであることの理由については, vgl. Schroeder, S. 182.

109) テキストは, “So dann der richter mit gehabtem radt der rechtuerstendigen die selben weisung artickel dafür erkent, *wo die bewiesen würden*, daß dieselben angezeigten vrsachen, die beklagten vnd bekannten thatt von peinlicher straff entschuldigen” であるが, イタリアック部分は, 論理的に見て, “daß” に導かれる副文節の中に位置すべきであろう。Gobler, art. 151 も, “sicubi iudex habito Iurisperitorum consilio eiusmodi probationis articulos existimat tales, *ut ubi probati fuerint*, accusatum & confessum delictum à publica seu criminali poena excusarent” とする。

110) テキストは, “auch wes der ankläger dienstlichs darwieder weisen wolt” である。

Gobler, art. 151 は, “aut si quid etiam contrà accusator intenderet” (「弾劾人が反証として何を〔証明しよう〕と意図しようとも」) とする。Remus, cap. 151 も同趣旨である。

111) テキストは, “so es zu schulden kompt” である。

Schroeder, S. 182 は, “wenn es zu entscheiden ist” (「裁判すべきときは」) とする。また, 次注に挙げるように, ゴブラー訳は「犯罪が行われる場合は」, フォーゲル訳は「証人尋問の実施においても」である。

シュレーダーの註解に従う。なお, 146 条注を参照。

112) テキストは, “auch durch dieselben oberkeyt deshalb [①] kundtschafft verhörer vnd anders verordnet gehalten vnd gehandelt werden, wie vor imm zwen vnnnd sechtzigsten artickel anfehnd, Item wo der beklagt etc. vnd etlichen artickeln darnach von form vnd mas der weisung gesatzt ist, [②] sampt etlichen hernachuoigenden artickeln, so es zu schulden kompt [,] angesehen vnd darnach gehandelt” である (亀甲括弧内数字・カンマは訳者が挿入)。

(1) Gobler, art. 151 は, “Et ab ipso magistratu commissarii & examinatores ordinentur, *alias'que omnia fiant*, quemadmodum suprà in sexagesimosecundo, & aliis sequentibus aliquot Articulos de forma & modo probandi statuimus, *pariter'que iuxta sequentes aliquot Articulos (sicubi delictum patratum sit) agatut*” (「上の 62 条及び 63 条以下の数箇条において証明の形式及び方法について定めるように, 当該官憲により受任裁判官及び尋問者が任命され, かつ, 全て〔の手續〕が行われなければならない。同様に, (犯罪が行われる場合は,) それ以下の数箇条に従って手續が行

われなければならない』)とする(むろん, “*sicubi delictum patratum sit*”)という羅訳は疑問である)。

(2) Vogel, art. 151 は, “à cette effet la Jurisdiction qui connoitra de cette affaire, fera proceder à la déposition de témoins, & ce qui en dépend, ainsi qu’il a été marqué cy-dessus dans l’article LXI. & quelques autres suivans, où il est traité de la form & de la mesure requise dans les preuves, & de quelle maniere on doit se conduire dans l’examen criminel” (「このため, 当該事件を審判すべき裁判所は, 証明に必要な形式及び範囲について定める上の61条以下に示されるところに従い, 証言及びその関連事項につき手続を行い, かつ, 刑事の証人尋問の実施においても同様に手続を行わなければならない』)とする(ただし, イタリック部分②は正確には訳出されていない)。

(3) イタリック部分①の “*kundtschaftt verhorer vnd anders verordnet [, vnd es] gehalten vnd gehandelt werden*” には, 亀甲括弧内の語句を挿入することが考えられる。本文は, そのような挿入を前提とする訳である。前掲ゴブラー訳も, これに類する訳である。

(4) イタリック部分②は, ラテン語の絶対奪格句に相当するものと解される。ゴブラー訳も, このような理解を前提にするものであろう。

なお, 本条に対応するバンベルゲンシス176条のこの箇所は, “Auch sollen etlich artickel nechst hernachvolgent desshalb angesehen, vnd so dieselben fell zu schulden komen, darnach gehandelt werden” (「この点に関し以下の数箇条が遵守されなければならない, この種の事件が訴訟となるときは, 以下の数箇条に従って手続が行われなければならない』)であり, 本条よりも明確な規定振りとなっている。

113) テキストは, “*weisung artickeln nit beschliessen*” である。

Clasen, art. 152 は, これを “*articuli non-concludentes*” と羅訳し, 「それについて, 真実解明のため証人が供述しても, 被告人が証明を意図したことが明らかにならない』) ような証明項目である, と註解する。Schroeder, S.182 は, “*schlüssig*” と註解する。趣旨に即して意訳した。

114) テキストは, “*So sollen des beclagten freundt dem kläger zuuorderst, vor dem Richter vnnnd vier schöffen, nach ermessung der selben nottürffiglich caution, sicherung vnnnd bestandt thun, ob sich solche fürgebne entschuldigung des beclagten inn der außführung mit recht nit erfünde, daß dann des beclagten freundt die atzung des beclagten, auch dem klager kost vnd schaden, nach ermessung des selben gerichtts ausrichten wollen, darein [= darin, worin] der selbig klager, durch die vnderstanden vnerfindtlichen außführung der berümbten entschuldigung bracht würde*” である。

前者のイタリック部分は, “*daß dann...*” で始まる副文節の中に位置すべきであろう。また, 後者のイタリック部分は亀甲括弧内のように読み替えられよう。Gobler,

art. 153 は, “*expensa . . . quas accusator propter allegatas, sed minimè probatas rationes subire ac facere coactus erat*” とする。

115) テキストは, “*sich außführen*” である。

Schroeder, S. 183 は, “den Entlastungsbeweis führen” と註解するが, このような語義は, グリム・ドイツ語辞典によっても確認されない。ただし, Clasen, art. 154; Kress, art. 154; Stephani, art. 154; Meckbach, art. 154 のような 17 世紀, 18 世紀の文献は, “*defendiren*” と表記しており, テキストの表記が既に不適当になっていたとも考えられる。

116) テキストは, “*oberkeyt*” である。

Gobler, art. 154 は, “*princeps seu magistratus superior*” (「君主ないし上級官憲」) とする。したがって, 本条の裁判官は領邦の官僚としての裁判官を指すことになるが, 領主裁判所の裁判官についてはこの種の規定が欠ける。

117) テキストは, “*Item so sich eyner ehe er inn gefengknuß kompt, eyner peinlichen übelthatt, mit recht außführen will*” である。

Schroeder, S. 183 は, “den Entlastungsbeweis führen”, Gobler, art. 156 は, “*iure excusare*” とする。

118) テキストは, “*rechtmessige verkündung*” である。

Schroeder, S. 183 は, “*angemessene Brücksichtigung zuteil werden*” (「適切な配慮を与える」) と註解する。しかし, グリム・ドイツ語辞典によれば, 「召喚」の語義もあり, ゴブラーも「召喚」の訳語を当てるので, これに従う。

119) Gobler, art. 156 は, これを「被告人」と解する。

120) 「身柄保障」については, 76 条注参照。